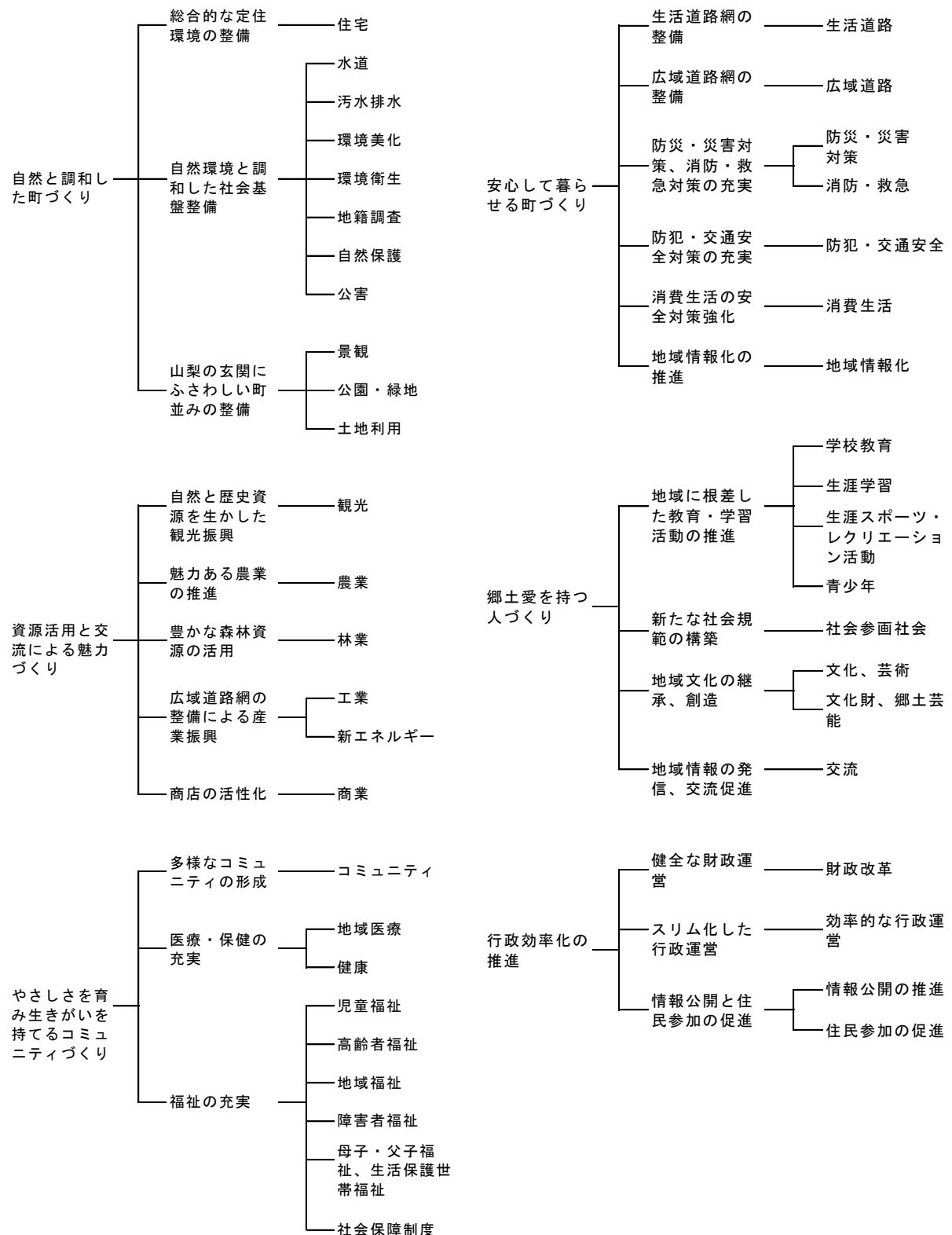


## 第3編 基本計画

## 第2次南部町総合計画 基本計画フロー



## 第1章

### 自然と調和した町づくり

## 第1節 総合的な定住環境の整備

### 1. 住 宅

#### (1) 現状と課題

本町では、万沢中学校跡地の有効利用と若者定住促進及び子育て支援を目的に平成25年度に1棟10世帯の集合住宅を建設し、地域活性化住宅「グリーンハイツ富士見」として供用を開始しました。良好な立地条件と若い世代のライフスタイルに合わせた設計、子育て支援を盛り込んだ家賃としたため、全10世帯入居となり、今後の住宅施策の方向性が示されました。

一方、これまで分譲地の整備を進め若者の定住化促進と人口流出防止対策を進めてきましたが、人口減少に歯止めがかからないのが現状です。この人口減の主な要因は、出生率の低下と若者の町外への流出、自然減があげられます。

本町は、緑豊かな森林と渓谷、町の中心を北から南へと富士川が流れ、その支流となる幾つもの美しい河川といった豊かな自然環境に恵まれた町です。また、交通網に目をやれば、町内を南北に走る国道52号線、主要地方道富士川身延線、国道469号線があり、静岡県静岡市、富士市、富士宮市内には30分から40分で移動できる範囲にあります。これら都市への通勤圏、ベットタウンとしての位置付けが見込まれる立地条件を備えています。平成29年度完成を予定している中部横断自動車道と平成30年代中期完成目標の新々富士川橋や、世界文化遺産の富士山を廻り御殿場市とを結ぶ国道469号線（富士南麓道路）の整備促進を要望し、基幹道路にアクセス可能な道路網の整備促進が望されます。さらに、歴史・文化や豊かな自然資源を活用した都市との交流により賑わいのある町を目指すとともに、情報化社会に適応した「なんぶ光ネット」を活用し、若者達に住みやすい生活環境を整えた住宅分譲等の定住化対策を積極的に推進していくことが必要です。

また、老朽化した町営住宅は築年数も古く、部分的改修工事では問題解決にはならないので、払下げ、取り壊し等の大膽な取り組みを考える必要があります。

#### (2) 住民ニーズ／意識

- 町有地を利用した若者定住促進、子育て支援の集合住宅の整備
- 宅地分譲地の整備
- 空き家対策と移住政策の推進

#### (3) 基本方針

定住促進のための住宅整備事業を積極的に推し進め、人口減少抑制と都市部のベットタウンとしての立場を確立する施策を展開します。

#### (4) 施策の方向

##### ①定住の促進

自然環境等に恵まれた優良な宅地の供給、定住奨励策の実施、空き家対策を含む住環境の整備など総合的な定住化対策を推進し、若者や都会の人々のUターン（地元へ帰り就職すること）・Iターン（もともと都市部に住んでいた人が地方に移住し就職すること）を促進します。

##### ②町営住宅の整備促進

マスターplanの策定と町営住宅の整備を促進します。

#### (5) 主要事業

- 自然環境等を意識した定住促進のための宅地造成
- 宅地分譲の広報活動（首都圏・静岡県都市部住民などへのPR）
- 定住化促進のための住宅整備と優遇措置の検討
- 住宅建設マスターplanの検討



地域活性化住宅「グリーンハイツ富士見」

## 第2節 自然環境と調和した社会基盤整備

### 1. 水道

#### (1) 現状と課題

本町の水道事業は、集落が分散する地域特性から、簡易水道と小規模水道により実施されています。水道等の普及率はほぼ100%に達していますが、一部地域では水道が普及していません。また、一部施設は整備年数が経過しているため、配水池の容量不足や水圧不足による断水、管路の老朽化による破損事故、降雨による水源の濁り、給水計画を超える給水など不安定な給水状況にあります。

今後、年次計画により、老朽化した施設の耐震化を含めた改修と、水道未普及地域解消のため、簡易水道や小規模水道の整備を進め、安全で安定した水の供給が必要です。また、簡易水道特別会計の適切な運営と今後の施設改善に向けての料金見直しが課題となっています。

#### (2) 住民ニーズ／意識

○水道施設の整備

#### (3) 基本方針

安全でおいしい水を安定的に供給するため、施設の改良と耐震化を推進します。また、限りある水資源について町民の意識向上に努め、水源となる自然環境の保全を推進します。

#### (4) 施策の方向

##### ①水道施設の改良、耐震化の推進

安全でおいしい水を安定して供給するため、年次計画により老朽化した施設の改良と耐震化整備を行っていきます。

##### ②水道未普及地域の解消

一部地域が未普及地域となっているため、小規模水道施設の整備を行い、未普及地域の解消を進めます。また、小規模水道の水源、あるいは渴水による断水の解消を図るため新水源の確保に努めます。

##### ③適切な水道会計の運営

適切な水道料金の見直しを図ります。

##### ④水源汚濁の防止、水質検査の実施

水道の供給源である地下水や河川水の水質保全のため、自然環境の保全を推

進します。また、水源等の水質検査の定期的な実施と公表により、水質管理を徹底します。

#### ⑤住民意識の向上

水源の保全や限りある水資源について、町民の理解と協力を得るための啓発活動に努めます。

### (5) 主要事業

□簡易水道整備事業・小規模水道整備事業

(老朽化した送配水管の布設替工事)

(送配水施設の改修及び耐震化工事)

(各種警報システムの改修工事)

□新水源の確保

(安定的な水道供給と災害時に備えた新たな水源の確保)

□水源涵養の推進

□水源保全意識の高揚

## 2. 汚水排水

### (1) 現状と課題

本町では、近年生活様式の変化とともに水需要が拡大し、それに伴って生活雑排水も増加しています。これにより汚水処理未整備の地域では、生活排水がそのまま水路や河川に流入し、停留した排水による悪臭や水質汚濁の原因となっています。

本町では、公共下水道に代わる合併処理浄化槽の設置を推進し、平成25年度末で40.4%の普及率となっています。しかし、地形的条件や住宅密集など合併処理浄化槽の設置ができない地域にあっては、今後、合併処理浄化槽の普及を図るとともに、生活排水管と、用排水が分離した農業用水路の整備が課題となっています。また、本町の地域の特性から、公共下水道事業や農業集落排水事業の検討は現在行われておりませんが、地域に合った汚水処理施設として、その可能性を検討していくことも課題といえます。

### (2) 住民ニーズ／意識

○生活排水処理対策の推進

### (3) 基本方針

合併処理浄化槽の設置と排水路の整備を推進します。

### (4) 施策の方向

#### ①合併処理浄化槽の設置推進

環境保全の必要性について町民の意識を高めながら、合併処理浄化槽の設置を推進します。

#### ②生活排水路・用排分離の農業用水路の整備

合併処理浄化槽設置とともに、生活排水管の布設、用排水が分離した農業用水路の改修・新設を推進します。

### (5) 主要事業

□合併処理浄化槽設置の推進

□町民への周知の充実

□生活排水管の整備

### **3. 環境美化**

#### **(1) 現状と課題**

本町では、幹線道路である国道 52 号線をはじめとした道路、山林、河川へのごみの不法投棄が問題となっていましたが、県と連携したパトロールの実施、投棄場所へのフェンスの設置、町の粗大ごみ回収、地区での監視の強化等に努めた結果、以前に比べてごみの量は減ってきています。町の財産である自然景観が散乱しているごみによって乱される状況は、決して好ましいものではありません。ごみの不法投棄は一人ひとりのモラルによるところが大であり、観光客や周辺住民を含めて、モラルの向上を図っていくことが必要です。同時に、家電リサイクル法が施行され、家電製品等の不法投棄がみられることから、パトロールの強化を図っていくことも必要です。

河川の水質汚濁について、水質検査を毎年実施していますが、下流域での汚濁がみられ、上流市町村や事業所等など広範囲にわたる連携した対策の推進が求められています。

環境意識の高まりは、地域の人々による奉仕活動や各種団体による環境美化運動に具体化されていますが、自分たちの地域を自分たちで守っていく自主的な活動として、さらに活動を促進していくことが必要です。

また、犬や猫などペットを飼育する人が増え、適切な動物の飼育についてモラルとマナーの向上が必要です。さらに過疎化などで、管理の行き届かない空き家や空き地が発生し、防犯・防火上からも非常に危険であるため、適切な管理について、所有者や管理者へ指導していく必要があります。

#### **(2) 住民ニーズ／意識**

○景観の保全、形成の推進

#### **(3) 基本方針**

町民や本町を訪れる人々にモラル向上の啓発活動を行い、また、清掃活動など自主的な活動を積極的に支援しながら、環境美化と公衆衛生の向上に努めます。

#### **(4) 施策の方向**

##### **①環境美化の推進**

地域や各種団体等の環境美化活動を支援するとともに、広報、学校、生涯学習の場などで、環境美化に関する学習活動の強化を図ります。

ごみの不法投棄を防止するため、看板設置、パトロールの強化など監視を強めながら、町民、観光客、運転者など意識の向上を図ります。また、河川の水

質保全のため、水質検査を実施し公表します。

## ②公衆衛生の向上

狂犬病予防注射、係留等の適切な指導、飼い主への周知などにより適正な管理に関するモラルの向上を図ります。管理の行き届かない空き地、空き家の所有者、管理者への適切な指導を推進します。

## (5) 主要事業

- 環境美化・公衆衛生に関する町民等の意識高揚
- 環境美化及び浄化活動の促進
- 不法投棄防止対策の推進（パトロールの強化など）
- 河川の水質検査の実施と公表
- ペット飼育者のモラル向上の強化
- 空き地、空き家の所有者、管理者への指導

## 4. 環境衛生

### (1) 現状と課題

本町のごみ処理は、平成24年8月よりRDF(固形化燃料)施設の稼働を止め、新たに生ごみ等の可燃ごみとペットボトル・ミックス紙・プラスチック製容器包装類等の資源ごみとに分別し、可燃ごみについては「峠南衛生組合」へ焼却処分を委託し、その他の資源ごみは再利用する取り組みを行っていますが、可燃ごみの処理は、「峠南衛生組合」への委託業務であり、今後は峠南地域全体を含めた広域的なごみの処理を検討していく必要があります。

また、増加傾向にある可燃ごみについては、各家庭への生ごみ処理機等の普及を奨励するとともに、資源ごみの分別を徹底し、各家庭や事業所等から排出されるごみの減量化やリサイクルの取り組みを図っています。今後も町民、事業所、行政が一体となった、ごみの減量化やリサイクルの取り組みを進め、持続可能な社会の実現を目指していくことが必要です。

し尿処理施設は、平成18年4月より新たに乾燥汚泥を堆肥として資源化する施設として整備し稼働を始めました。また、火葬場も老朽化に伴い、平成18年3月よりアルカディア南部総合公園地先に「南部アルカディア聖苑」という名称で、近代的な火葬場として整備し稼働を始め、現在に至っています。今後は、行財政改革と相まって、施設運営について指定管理制度や民間委託等も検討していく必要があります。

### (2) 住民ニーズ／意識

- ごみの分別収集の徹底とごみの減量化の推進
- ごみのリサイクル活動の推進

### (3) 基本方針

ごみの発生抑制、減量化及び資源化を図るため、ごみの分別収集の徹底と生ごみ処理機等の普及に努め、資源のリサイクルやごみの減量化を推進します。また、南部町一般廃棄物処理基本計画により循環型社会の構築に向け「3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進」、「環境教育の推進」、「連携・協働による取り組みの推進」、「ごみの適正処理の推進」の4つを基本目標として施策を推進し、本町におけるごみの減量目標（目標年次：平成32年度）である家庭ごみの13%削減及びリサイクル率の向上を目指します。

し尿処理施設は、し尿や浄化槽汚泥から分離した汚泥と生ごみを発酵させて堆肥化（資源化）する廃棄物循環型施設として整備済みであり、新たに整備した火葬場と合わせ、施設運営について指定管理者制度や民間委託等も検討していきま

す。

## (4) 施策の方向

### ① 3Rの推進

分別収集を徹底し、ごみの減量化（リデュース）・使えるものの再使用（リユース）・再生して利用する（リサイクル）の3Rを推進します。

### ② リサイクルや減量化の住民意識の高揚

年2、3回程度の粗大ごみの回収を行い、リサイクルやごみの減量化について町民の理解を深め、循環型社会の構築に向けて広報等により知識の普及・啓発を図ります。また、学校や地域社会においてごみの排出抑制や再利用を進めるため、一人一人の意識の高揚を図っていきます。

### ③ ごみの減量化と適正処理の推進

家庭から出る生ごみに対し生ごみ処理機等の普及を図り減量化に努めます。また、3Rの取り組みを進めた上で、最終的に排出されるごみについて廃棄物処理法に基づき適正に処理します。

### ④ し尿処理施設、火葬場の管理運営

し尿処理施設は、浄化槽汚泥と有機性廃棄物を併せて処理し、堆肥化（資源化）する廃棄物循環型施設として平成17年度に整備し、同じく平成17年度に「南部アルカディア聖苑」として整備した火葬場と合わせ、施設運営について指定管理者制度や民間委託等も検討していきます。

### ⑤ 関係機関との連携の強化

容器包装リサイクル法・家電リサイクル法・小型家電リサイクル法等による、町民、事業所、行政がそれぞれの役割分担に従い、連携しながら容器包装リサイクルや家電等のリサイクルの推進に努めます。また、県が進めている一般廃棄物最終処分場の設置については、県をはじめ県内市町村と連携しながら検討を重ねていきます。

## (5) 主要事業

- 資源の有効活用、循環型社会に関する住民意識の高揚の推進（3Rの推進）
- 分別収集の品目拡大と排出日・排出場所、分別の徹底
- 不燃物処理施設の整備
- 生ごみ処理機の普及促進
- 廃家電リサイクル法等による役割分担の推進
- 最終処分場の広域的な連携

## 5. 地籍調査

### (1) 現状と課題

本町の地籍調査事業については、旧南部町地区が平成2年度に調査完了となり、同年より旧富沢町地区の地籍調査が開始され、年度ごとに調査地域を定めて事業を行っています。土地の所在、地番、地目、境界及び所有者が明確となり、現地の状況に即した課税基準が整備されつつあります。現在、比較的利用度の高い平坦地を先行して調査を行い、計画調査地区の完成は平成31年度頃までと見込まれ、早期完了が課題となっています。また、個人情報に留意しながら、地籍情報を基にした地理情報システムを構築して、府内での行政情報の共有化を図る検討も必要となっています。

### (2) 住民ニーズ／意識

今後の地籍調査の重点目標：

- 地籍調査の早期完了
- 地籍情報の活用

### (3) 基本方針

正確で迅速な地籍調査に努め、事業の早期完了を目指すとともに、調査完了後の地籍情報の活用について検討していきます。また、未実施である山林の調査についても検討していきます。

### (4) 施策の方向

#### ①調査体制の充実と円滑な調査の推進

正確で迅速な調査を進めるため、必要な人員を確保し、調査体制の充実を図ります。また、効率よく調査を進めるため、調査計画の策定、必要な資料の作成、地権者に対する説明会などを実施し、町民の理解を深め、円滑な調査を推進します。

#### ②調査の早期完了の推進

本事業において、職員が直営で行っている一筆地調査工程の一部または全部の外注化を検討し、早期の完了を目指します。また、平坦地の調査が完了後、未調査となっている山林の地籍調査について検討していきます。

#### ③地籍情報の活用

個人情報に留意しながら、地籍情報の適切な管理を行ないます。また、地籍情報を基にした地理情報システムを構築して、府内での行政情報の共有化を図り、多目的に活用できるよう検討します。

## **(5) 主要事業**

- 的確で円滑な地籍調査の実施
- 事業の早期完了の推進
- 地籍情報の電子化と多方面での活用（GIS）の推進

## 6. 自然保護

### (1) 現状と課題

自然に恵まれた本町には、自然環境保全地区（2ヶ所）、自然記念物（7）があり、山梨県の指定を受けています。貴重な地域資源を守るために、地区の保護・管理、管理道の整備などを行なながら、自然環境づくりを進めています。

また、本町の野山や河川は動植物や昆虫類の宝庫で、この自然を求めて都会から移り住む人もいます。一方、行政でも自然景観を守るために、町道改良工事や、町管理の河川工事の際は、自然環境に配慮した工法を採用していますが、今後も自然環境に合った整備を図ることが課題となっています。

自然環境を保持するには、全町的な自然保護の機運の醸成や自然保護サークルなどの育成を通して自然環境づくりを推進することが必要です。また、この豊かな自然資源を活用して町の活性化につなげていくことも課題となっています。

### (2) 住民ニーズ／意識

○自然環境の保全と活用

### (3) 基本方針

本町では自然保護を優先してきたこれまでの姿勢を変えることなく、先祖から受け継いだ豊かな自然環境を守り、後世に引き継いでいきます。

### (4) 施策の方向

#### ①自然環境優先施策の推進

自然保護と開発とのバランスに配慮しながら、自然保護優先の施策を推進します。

#### ②自然を活用した町づくりの推進

恵まれた自然環境を広く情報発信し、森林浴など観光・レクリエーションの場として活用していきます。

#### ③全町的な取り組みの推進

町民に自然を守っていく必要性と重要性を啓発し、自主的な自然保護団体の育成に努めます。また、自然保護監視員の活動を支援します。

#### ④動植物の保護と生息環境づくりの推進

種類豊富な動植物、昆虫類の保護と生息環境づくりに努め、希少種となったギフチョウが舞う豊かな生息環境の保全を推進します。

#### ⑤自然に配慮した工法の推進

町で行う工事では、自然に配慮した工法の採用を推進します。国、県等にも要請していきます。

#### **⑥自然環境保全意識の高揚**

自然保护活動などを通して自然環境保護意識の高揚を図ります。

#### **⑦水源保全の推進**

自然環境を支える水源となる森林の保全や整備を進め、河川清掃活動などを通じて水源・河川愛護意識の高揚を図ります。

### **(5) 主要事業**

- 自然環境保護の推進
- 自然環境保護パトロールの実施
- 自然に配慮した工法の推進
- 水源涵養の推進

## 7. 公害

### (1) 現状と課題

本町は、良好な自然環境に恵まれ、近年光化学スモッグやPM2.5（微小粒子状物質）による大気汚染、水質の低下傾向がみられるものの、目立った公害の発生はありませんが、平成29年度供用開始予定の中部横断自動車道開通により交通量の増加に伴う大気汚染等、環境悪化が懸念されます。

工場等へは県等と連携してパトロールを実施し、公害発生の未然予防に努めています。苦情等の発生があれば、迅速な対応と適切な処理を行っています。今後も県等と連携した公害対策を進め、事業所等には環境にやさしい企業の取り組みを要請していくことが必要といえます。また、庭先や畠等でのごみの焼却がダイオキシンの発生を招いたり、未処理の生活雑排水が河川などに流入し水質汚濁の原因の1つとなるなど、事業所のみならず家庭が公害の発生源となる場合も生じており、町民への啓発活動も必要となっています。

### (2) 住民ニーズ／意識

○公害の無い良好な住環境の保全

### (3) 基本方針

町民や事業所等への啓発活動を進め、関係機関と連携したパトロールを実施し、公害のない町づくりを進めます。

### (4) 施策の方向

#### ①国道52号・県道沿線の環境改善

国道52号・県道沿線の環境改善に努めるとともに、アイドリング・ストップの啓発を図ります。

#### ②啓発活動の充実

家庭でのごみの焼却がダイオキシンの発生の原因となることや家庭からの未処理の雑排水が河川汚濁の原因になること、環境ホルモンなどの情報を、広報や生涯学習活動などで町民に啓発します。

#### ③公害発生への対応策の推進

定期パトロールを実施し、公害発生の未然防止に努めます。また、町民からの情報や苦情に対して、迅速適切な対応に努めます。

## **(5) 主要事業**

- アイドリング・ストップの啓発
- 町民への啓発活動
- 環境に優しい企業活動の取り組み推進
- 定期パトロールの強化
- 公害発生時の迅速適切な対応の推進

## 第3節 山梨の玄関にふさわしい町並みの整備

### 1. 景観

#### (1) 現状と課題

本町には、穏やかな田園風景や町並み、渓谷美、緑豊かな山並み景観など私たちにとってかけがえのない財産があります。良好な景観は、生活に潤いをもたらすとともに郷土愛を育み、町の活力源ともなりえます。先祖から受け継いだこの美しい景観を大切に保存しながら、次世代に引き継いで行くことが私たちの使命といえます。

今後、町民一人ひとりがこの美しい景観を認識し、親しみや心地よさを創出する景観形成が求められます。

このため、南部町景観形成計画を策定し、施設等を案内するサインの統一、花の町づくり運動などを進め、町民、地域、ボランティア、事業所、行政の協働による景観形成の推進が重要となっています。

#### (2) 住民ニーズ／意識

- 自然環境の保全と活用
- 自然・田園・歴史が調和した景観の保全・形成

#### (3) 基本方針

南部町景観形成計画を策定し、「ふるさと南部」らしい景観の形成を全町ぐるみで推進します。

#### (4) 施策の方向

##### ①景観形成計画の策定と推進

景観形成の指針として、南部町景観形成計画（景観ガイドプラン）を策定します。

##### ②景観保全の推進

地域やボランティアが一体となった花の町づくりを推進します。また、町民や来訪者に対して、観光資源や施設をわかりやすく知らせるための統一したサインの整備を行うとともに、道路沿いなどの樹木や竹の伐採、枝打ちを推進し、山梨の玄関にふさわしい景観の形成に努めます。

良好な景観を形成するため、屋外広告物の規制誘導に努めます。

##### ③町民と行政が一丸となった景観形成

町民をはじめとして景観に対する意識の高揚を図り、自主的な活動を促進します。

また、行政においても、公共的建築物や公園、道路、河川などの整備にあたっては、地域の景観に配慮したデザイン、工法等の採用を推進します。

#### ④景観条例・助成制度の検討

景観形成を強力に推進するため、景観条例の制定を検討します。また、自主的な取り組みを容易にするため、景観向上のための助成制度についても検討します。

#### ⑤地域情報案内センターの整備

中部横断自動車道から流入する観光客などに町の情報を提供するため、インターインターチェンジ周辺に地域情報案内センターを整備します。

#### ⑥自然景観の保全

篠井山や福士川渓谷といった自然環境保全地区をはじめ、優れた自然環境の保全と継承に努めます。

#### ⑦歴史、文化景観の保全

神社、仏閣をはじめとする貴重な文化財や歴史的建築物などの景観の保全に努めます。

### (5) 主要事業

- 地域情報案内センターの整備
- 景観形成計画の策定
- 統一したサインの推進
- 花の町づくりの推進
- 道路沿いなど樹木や竹の伐採、枝打ち
- 町民等の景観に対する意識の高揚
- 景観に配慮した工法の推進
- 景観条例制定の検討
- 助成制度の検討

## 2. 公園・緑地

### (1) 現状と課題

本町には、山梨花の名所に選定されている「うつぶな公園」や恋人の聖地に選定されている「白鳥山森林公园」をはじめ、景観や展望に優れた公園<sup>5</sup>があります。これらは、ボランティアや地域住民の協力を得ながら公園の管理を行っています。今後も展望や周辺の景観を活かした公園・緑地を維持し、観光や憩いの場としての活用を進める必要があります。

一方、親子が安心して行ける自然空間や遊び場所といった地域内における集いの場としての公園整備が課題となっています。

本町は周囲を山々に囲まれ、林業の町としてスギ、ヒノキの人工林による美林を形成してきましたが、近年の木材価格の低迷、林業従事者の高齢化等により、主伐や間伐、枝打ちなどの山林の手入れが困難となり林内が荒れた状況となっているのが現状です。今後、山が担っている山林保全と水源かん養、保健休養、生態系の維持など公益的な機能を周知し、防災面からも広葉樹による複層林化を進めていくことが今後の国土保全と自然環境を守る観点からも重要です。

### (2) 住民ニーズ／意識

特に力を入れて整備して欲しい施設：

- 多目的な公園施設の整備。

### (3) 基本方針

観光ニーズと住民ニーズに対応した公園・緑地の整備を図ります。

森林のもつ公益性を周知しながら、山林の複層林化を図ります。また、町の花アジサイなどの植栽による花の町づくりを推進します。

### (4) 施策の方向

#### ①公園の充実

うつぶな公園や白鳥山森林公园など観光ニーズに対応した公園・緑地は、地域やボランティアの協力を得ながら整備を推進します。また、県と連携した公園・緑地の整備や親子で触れ合える公園・遊び場を充実します。

遊具の定期的な保守・点検、暗所への灯火の設置などを計画的に実施し、公園の安全を確保します。

#### ②緑化の推進

<sup>5</sup> 関東の富士見百景

「白鳥山森林公园」と「思親山と佐野峠」は、平成16年11月に国土交通省関東地方整備局が選定した富士山の眺望ポイント「関東の富士見百景」に選定されています。

緑化意識の高揚に努め、山林の複層林化と公益性の周知を図ります。休耕地や道路沿いに町の花・アジサイ等の植栽を行うとともに、公民館活動による花の町づくりを推進します。

### ③親水空間の創出

水とふれあえる空間を備えた河川整備を推進します。また、河川清掃活動などによる河川愛護意識の高揚を図ります。

## (5) 主要事業

- 観光・住民ニーズに対応した公園・緑地の整備
- 地域やボランティアによる公園・緑地の管理促進
- 公園遊具の保守・点検
- 複層林化の促進
- 緑化や花の町づくりの推進
- 水辺空間の形成

### 3. 土地利用

#### (1) 現状と課題

本町の面積は、20,063haで森林が町土の約88%を占めているため、可住地面積が約3.5%程度と土地利用の点からは多くを望めません。特に大きな集落以外は山間地に散在し、集落の周辺には小規模な農地が展開しています。また、商業地や住宅地は基幹集落に密集し、工場用地は主として富士川と戸栗川に沿って形成されています。農地のほとんどは農業振興地域の農用地となっています。本町の土地は、混在の少ない用途のはっきりした土地の利用がなされているといえますが、他の用途に活用できる土地は限られており、土地の有効活用が必要となっています。

平成23年4月に町内3中学校をひとつに統合した中学校の跡地利用については、万沢中学校校舎跡地に子育て支援住宅「グリーンハイツ富士見」を建設し平成26年4月より供用を開始しています。残されたグラウンド部分についても入居者が定住するための分譲を考えています。富河中学校跡地の利用については、町の中心地であることから有効利用に向けてさらなる検討が必要です。また今後予想される小学校、保育所等の統合も視野に入れた包括的な土地利用計画の策定が必要です。

平成26年6月、かねてより懸案事項であった中野地区の民間会社所有の雑種地約3万3千m<sup>2</sup>を企業誘致用地として取得しました。平成30年3月の中部横断道路開通を見越した上で、優良企業の誘致に向けて造成、諸条件の整備等検討が必要です。また中部横断道路中野インターに隣接した農地を取得し国土交通省と一体化の「道の駅なんぶ」(仮称)の建設設計画も進行中であり、事業遂行に向けてさらなる研究検討が必要です。

現在、農業地域振興計画の見直しを進めていますが、人口減少に歯止めをかけるための定住促進施策と農地を守り乱開発を防ぐための農地法の相反する施策の中で南部町に適した土地利用について研究を深め取捨選択し長期展望のなかで一貫した計画の策定が重要であり、今後の課題といえます。

#### (2) 住民ニーズ／意識

- 企業誘致
- 自然環境の保全と活用
- 災害時の避難場所の整備
- 道路・公園等基盤整備

### **(3) 基本方針**

本町の財産である自然の保全と町土の有効利用の両立に努め、調和と活力のある土地利用を推進します。

### **(4) 施策の方向**

#### **①国土利用計画（南部町計画）の策定と計画的な土地利用の推進**

国土利用計画（南部町計画）の策定を進め、計画的な土地利用を推進します。

また、国有地の取得と町有財産の有効活用を推進します。

#### **②農業振興整備計画の推進**

農業振興地域整備計画に基づき、計画的な土地利用を進めます。

#### **③森林整備計画の推進**

森林整備計画に基づき、さまざまな公益的機能を有する森林の活用と保全を進めます。

#### **④インターチェンジ周辺整備構想（仮称）の実現**

今後建設が進む中部横断自動車道のインターチェンジ周辺については、周辺地域の理解と協力を得ながら、インターチェンジ周辺整備計画に基づき、活力ある土地利用の推進を図ります。

### **(5) 主要事業**

- 国土利用計画（南部町計画）の策定
- 国有地の取得と町有財産の有効活用の推進
- 農業振興地域整備計画の推進
- 森林整備計画の推進
- インターチェンジ周辺整備

## 第2章

### 資源活用と交流による魅力づくり

## 第1節 自然と歴史資源を生かした観光振興

### 1. 観 光

#### (1) 現状と課題

本町には、町を南北に流れる富士川とその支流があり、急峻な山々に囲まれた豊かな自然が残っています。また、歴史的に貴重な財産である数々の史跡や文化財、伝統芸能が残されています。今日の都市住民は、自然や史跡、文化財との触れ合いを積極的に求める傾向が強くなっています。本町にとっては、人口減少や高齢化が進む中にとって、自然や歴史との触れ合いを大切にする交流を活発化させ、交流人口を増やし、本町の自立性の向上、地域の活性化につなげていくことが課題になっています。

こうした中で、豊かな自然資源などを生かした温泉入浴、キャンプ、渓流釣り、たけのこ掘り体験、トレッキングなどの観光メニューの充実、南部の火祭り、たけのこ祭り、あじさい祭りといったイベント開催、陶芸等の体験工房などを整備して、観光・レクリエーションを通じた交流人口の増加を図っていますが、滞在型の観光客が少ないなどの問題を抱えています。

今後は、地域の自然資源や歴史資源などを利用した観光資源の整備や魅力づくりを進めるとともに、農林業などとの連携を深めて、滞在型の観光の増加に向けて検討を進め、施設整備や観光情報の発信力の強化などを図っていきます。

#### (2) 住民ニーズ／意識

- 自然資源や歴史資源を生かした観光促進
- 地域のお祭りなどイベント活動を推進
- 農地貸し付けなどによる都市住民との交流事業
- ホームページなどＩＴを活用した情報発信

#### (3) 基本方針

豊かな自然資源や歴史資源、山梨の玄関口としての地理的特性を生かしながら、観光資源の整備を進め、自然とのふれあいを求める都市住民との交流を進めます。

また、町内に埋もれた自然資源や文化財的資源を掘り起こし、観光資源としての活用を図ります。

さらに、農林水産業との連携を促進し、町全体として、より付加価値の高い観光サービスの提供を行っていきます。

## (4) 施策の方向

### ①観光資源の開発・整備、観光ルートの設定

都市住民のニーズを踏まえつつ、自然や歴史的観光資源の整備や掘り起こしを進め、滞在施設を含めた観光施設の整備改修を行うとともに、これらの観光資源や施設を有機的に結んだ観光ルートを設定し、町全体の観光地としての魅力を高めます。また、広域連携による観光資源等のネットワーク化やJR等と連携した観光イベントを促進します。あわせて、地域特産品の販売拠点の中核として道の駅の充実を図ります。

### ②農林水産業との連携

たけのこ掘りなどの体験農業、アユなどの釣り、陶芸などの体験工房での芸術体験など、農林水産業と連携した観光を促進します。こうした観光の推進により、農林水産業の活性化を併せて図ります。

また、釣りなどの観光と、民宿や旅館等の宿泊施設での滞在を組み合わせ、滞在型観光の増加を図っていきます。

### ③情報提供施設の充実、統一されたサイン整備

道の駅や町営温泉などの基幹観光施設を拠点として、観光情報の受発信機能を強化します。

また、インターネットなどを用いて、観光イベントや観光施設・資源に関する情報を都市住民に積極的に発信するとともに本町の観光知識を習得した観光ボランティアの育成に努めます。

さらに、本町への来訪者にわかりやすいよう、観光資源・施設や地域案内表示に、統一されたサインを設置していきます。

## (5) 主要事業

- 観光施設の整備推進（なんぶの湯、道の駅、奥山温泉等の改修）
- まだ活用されていない自然、歴史的資源、文化財資源等の観光資源としての整備
- 各種施設や各観光資源間を有機的につないだ観光ルートの設定
- 広域連携による観光資源等のネットワーク化の促進
- JR等と連携した観光イベントの促進
- 東海自然歩道や軽登山道の整備等による歩く空間の整備
- 火祭り、たけのこまつり等観光イベントの充実
- 農林水産業資源との連携による、たけのこ掘りなどの農業体験、渓流釣りなどを組み合わせた観光の推進
- 滞在型観光の推進
- 道の駅、なんぶの湯、奥山温泉など観光情報の受発信拠点の機能強化

- インターネット、パンフレット等による観光イベント、観光資源・施設に関する情報提供の充実
- 観光ボランティアの発掘・育成
- 来訪者にわかりやすい統一された観光案内サインの設置



南部の火祭り

## 第2節 魅力ある農業の推進

### 1. 農業

#### (1) 現状と課題

本町の農業は、茶やたけのこなどの特産品や米作などを中心に行われています。本町は地形的特性により、集団化された農地が確保できにくいくことから、農家の規模は零細農家が多くなっています。専業農家は、平成22年で38戸と、総農家(989戸)の3.8%を占めているに過ぎません。また生産のほぼすべてを自家で消費する自給的農家が、平成22年で763戸と、総農家の約8割にもなっています。

茶やキウイ、栗などの商品作物を栽培する農家や有機栽培を行い市場に出荷する農家もある一方、農業と他産業との所得格差の拡大、道路整備による静岡県側での就業の増加、農業従事者の高齢化、後継者不足などを背景に、農業従事者数、農家数の減少が続いている、担い手不足が深刻化しています。

後継者不足、担い手不足といった状況の中で、農地を資産として保有することが多く、農地流動化はあまり進まず、遊休農地や荒廃農地が増えているのが現状です。

今後は、農地の流動化により生産規模の拡大と、農業の魅力向上、就農の増加に向けて、生産・流通や生活面の基盤整備、地域にこだわった新たな特産品の開発、観光と組み合わせた交流農業などに取り組んでいく必要があります。

#### (2) 住民ニーズ／意識

- 新規特産農産物の開発・振興、直売施設等の利用による販路拡大
- 農産物の加工販売施設・観光農園の整備充実
- 担い手対策（耕作放棄地対策）
- 農道・水路などの基盤整備
- 農地貸付などによる都市住民との交流事業
- 鳥獣害対策

#### (3) 基本方針

本町の農業の自立性を高めるためには、商品作物としての特色のある農業生産物の生産活動が必要です。

農作業の負担軽減、就農の増加などに向けて、農道や農業用水路など生産基盤整備を進めます。また、集落排水施設や集落道の整備など中山間地域の生活環境の充実に努めます。

また、農地の有効活用のため、農地中間管理機構を活用した農地流動化の促進、農業の受委託制度の整備などを図ります。あわせて、より付加価値の高い特產品の開発、流通販売体制の強化、地元農産物の消費による地産地消について検討、町内の観光施設と連携した、都市住民をターゲットにした交流・観光型農業の推進にインターネット等を活用し取り組んでいきます。

さらに、有害鳥獣からの農作物への被害を減少させるため、駆除施設の設置を推進していきます。

#### (4) 施策の方向

##### ①農業生産基盤整備

高齢化する農業従事者や新規農業者の負担軽減のため、農道や農業用水路などの農業生産基盤、並びに集落道、集落排水施設などの生活環境の整備を進めます。

##### ②担い手の確保

農業の担い手を確保していくため、若者を中心に、営農に意欲的な人材の发掘・育成に努めます。また、新規就農者への支援を充実していきます。

##### ③遊休農地化の防止

遊休農地化の防止に向けて、JA 等と連携した農業の受委託制度の体制整備を進めます。

遊休農地の活用は奨励作物を選定するなかで行い、受委託制度は茶、米などから順次進めています。

農地中間管理機構による農地流動化（農地の貸し手、借り手の農家を登録し、貸し借りの管理を行う）の促進を図り、遊休農地の減少に努めます。

##### ④生産流通体制の強化

たけのこ、茶を中心に、新しい品種の活用を含め、特產品の開発やブランド化を進め、JA 等と連携した販売体制の強化、町内観光施設での直売体制の強化、インターネットを活用した販路拡大、地場産品直販センターの整備などを行うとともに、学校給食施設、福祉施設、宿泊施設等と連携した地元農産物の消費による地産地消について検討します。また、直売所などで南部茶のペットボトル販売を拡大し、ブランドの浸透を図ります。

##### ⑤交流農業の推進

都市住民などを対象に遊休地を活用した市民農園システムの導入を検討します。

また、都市住民などによる、たけのこ掘りや栗拾いなどの農業体験を軸とした交流農業を推進していきます。

交流農業の進展は、民宿や旅館など町内の宿泊施設との連携により、滞在型観光の拡大につながるものと期待されます。

#### ⑥その他の農業振興

農業従事者の負担軽減や農作業の効率化などに向けて、農作業の共同化や法人化の検討を行います。

また、有害鳥獣から農作物を守るため、関係機関と連携し、駆除を行うとともに、防除施設の設置を推進していきます。

### (5) 主要事業

- 高齢化する農業従事者や新規農業者の労働環境改善に向けた農業生産基盤整備  
(農道、農業用水路、田畠等)
- 中山間地域総合整備事業の推進 (農道、農業用水路、排水施設、圃場整備等)
- 意欲的農業者的人材育成
- 農業者の請負組織の検討
- 新規就農者への支援整備
- 農地中間管理機構による農地流動化などの促進、茶など作付けによる遊休農地の活用
- JA等との連携による農業の受委託制度の整備(茶、米など)
- JA等との連携による流通体制、販売体制の強化
- 新たな品種の活用も含めた特産品の開発、ブランド化、販売促進
- 南部茶のペットボトルの販売拡大
- 町内観光施設での直売体制の強化
- インターネット等を活用した販路拡大
- 直売等の活用による地域内流通の推進
- 地元農産物の消費による地産地消について検討
- 地場産品直販センターの整備
- 遊休農地を活用した市民農園システム、オーナー制度等の検討
- たけのこ掘り、栗拾い等体験による都市住民との交流を基本とした観光型農業の確立
- 農作業の共同化の推進、法人化の検討
- 未利用資源の堆肥化の推進
- 有害鳥獣防除施設設置の推進

## 第3節 豊かな森林資源の活用

### 1. 林業

#### (1) 現状と課題

本町の森林面積は 17,653 ha（平成 26 年度）で町土の 88%を占めています。森林の保有形態では民有林が 15,434ha で全体の 87.4%を占めています。

割安な外材の輸入により国産材価格が低迷し、林業は長期にわたり停滞が続いている。林業の停滞に伴い、林家数や林業従事者数は減少しています。林業従事者数を見ると、平成 17 年の 44 人から平成 22 年には 39 人（国勢調査）と、減少しており従事者数自体は低水準にとどまっています。

林業従事者数の減少に加え、林業従事者が高齢化し、後継者が不足していることから、枝打ちや間伐など森林の手入れが不十分で、森林の荒廃が進むなど、林業は厳しい状況にあります。

森林には水源涵養機能、災害防止機能、生態系維持機能、温暖化防止機能等多くの公益機能があり、こうした森林の持つ機能を維持していくためには、長期的視点から林業を魅力ある産業として振興させる必要があります。そのためには、林業生産基盤の整備、林業従事者の確保、富士川材の流通体制の整備、森林機能の維持などを図っていくことが必要になっています。

#### (2) 住民ニーズ／意識

- 健全な森林の育成による林業の振興
- 豊かな自然環境の保全と活用
- 竹材の活用研究と竹林整備
- 林道、作業道等の補修
- 治山・治水をするより針葉樹を広葉樹に植え、替えて自然の力を高める
- 鳥獣害対策
- 木材の販路拡大
- 林道整備
- 森林資源を活用した施策（木質バイオマス）

#### (3) 基本方針

造林用路網の整備、高性能林業機械の導入など、林業生産基盤の整備を推進するとともに、若者等を中心に林業従事者の確保に向けて、就労条件の改善などを進めます。

平成23年度に経済産業省特許庁より地域団体商標として「南部の木」が商標登録され地域ブランドとして売り出していますが、今後さらに富士川材のPR、利用促進並びに流通体制の強化を図り、販路拡大を図るとともに、富士川材を利用した健康住宅の整備を推進します。

また、過疎化の影響により所有者の高齢化や所有者不在という問題を抱えた放置竹林や人工林へ侵入した竹の整備に力を入れ、筍、竹炭などの特用林産物の生産と販売促進を行います。

森林の水源涵養機能、災害防止機能等の公益機能の維持の観点から、間伐、枝打ちなど森林施業を進め、森林の管理・保育を支援していきます。あわせて、森林の管理・保育などで森林ボランティアの協力を得るとともに、森林空間を生かした都市住民との交流を促進します。

#### (4) 施策の方向

##### ①林業生産基盤の整備

森林保全の見地から、林業技術の継承を図っていますが、労働力軽減や効率的な林業経営に向けて、造林用路網の整備や高性能林業機械等の導入を推進します。

##### ②従事者の確保

林業従事者の安定確保に向けて、森林組合等との連携を図りながら、若年労働力の確保を念頭に、林業技術指導と就労条件の改善などを図ります。

##### ③生産流通体制の強化

富士川材を利用した健康住宅の整備推進等により、富士川材のPRや利用促進を図るとともに、高度な加工や広域的な流通システムの確立に向けて研究を行います。

本町の特用林産物である、たけのこ、しいたけ、栗、竹炭などについても生産流通体制を整備し、販売の拡大を図ります。

また、環境保全の面から間伐材の利用促進を図ります。

##### ④森林機能の維持

森林の持つ水源涵養や生態系維持等の公益機能の維持のため、森林組合等と連携した森林施業の共同化や集団的取り組みも行いながら、皆伐や若齡林等の間伐、急傾斜地等の複層林化などを進め、森林の適切な管理・保育を目指します。

また、うるおいのある景観作りの観点からも複層林化を推進するとともに、森林空間を活用した都市住民との交流を促進していきます。

都市住民等から発掘した森林ボランティアも活用し、森林の管理・保育等を行います。

## (5) 主要事業

- 造林用路網の整備や高性能林業機械等の導入による、基盤整備や経営効率化の推進
- 森林組合等との連携による林業技術指導や就労条件の改善を通じた林業従事者の安定確保の推進
- 森林組合経営基盤の強化・充実
- 富士川材のPR、利用促進、高度な加工や広域的な流通システム確立の研究
- 特用林産物(たけのこ、しいたけ、栗、竹炭など)の販売促進
- 間伐材の利用促進
- 森林施業の共同化や集団的取り組みによる、皆伐、間伐の促進
- 森林組合等と連携した、森林の適切な管理・保育
- 治山治水対策推進、水源涵養や生態系の維持等森林の公益機能の維持
- うるおいのある景観作りや防災対策の観点からの複層林化の推進
- 森林空間の活用による都市住民との交流促進及び観光施設の充実
- 森林ボランティアの発掘
- 富士川材を利用した健康住宅の建築促進
- 大量の林地残材の利用（木質バイオマス発電、合板、製紙用チップ）
- 荒廃竹林の整備
- 有害鳥獣対策



多様な公益機能を持つ森林の維持

## 第4節 広域道路網の整備による産業振興

### 1. 工業

#### (1) 現状と課題

高度成長期等における企業の進出により、本町の工業団地の基盤が形成されました。進出企業の活動は本町の工業の拡大を促し、地域住民の雇用の増加、所得の拡大をもたらし、地域経済の発展に貢献してきました。

しかし、国内経済の長期低迷の影響は本町の製造業にも及んでおり、特に零細製造業企業は厳しい状況に置かれています。

本町の製造業事業所数（従業者4人以上）、従業者数とともに、ここ数年、減少が続き、平成24年でそれぞれ、24カ所、731人、製造品出荷額は縮小が続き、平成24年で184億円となっています。

本町は、平成29年度開通予定の中部横断自動車道及び2箇所のインターチェンジ整備により、交通の利便性が大幅に高まることが予想されます。

今後は、こうした好条件を生かし、町民の就労機会の確保、定住の促進に向けて、本町の優れた自然環境の保全も視野に入れ、環境に優しい優良企業の誘致を図る必要があります。特に、現状200mmの連続降雨により国道が閉鎖されてしまい、職場のある静岡県側への通勤が出来なくなり、このことが本町の若者の静岡県側への流出の一因となっていることから、国、県道の基幹道路整備を要望し、企業誘致により本町内に若者等の雇用の場を確保することが重要課題となっています。

#### (2) 住民ニーズ／意識

- 環境に優しく最先端技術等を持つ優良企業の誘致による工業振興
- 雇用の促進

#### (3) 基本方針

中部横断自動車道の開通や国道469号線の改良などの交通網の整備計画をにらみながら、若者の雇用確保と定住促進に向けて、環境にやさしい優良企業を中心に、本町への誘致を図ります。

製造業企業の町内進出を図ると並行して、ソフトウェア作成などのように、IT（情報通信技術）を活用することにより、都市部から離れた自然の中において、創造力等を發揮することにより事業活動が行えるSOHOなどの起業や誘致を促進します。また、ITを利用した企業活動を支援します。

さらに、地場企業の活性化に向けて、商工会と連携し、経営相談等を充実していきます。

#### (4) 施策の方向

##### ①企業誘致

今後は、高速道の開通等により静岡方面等との間の交通の利便性の向上が予想されることから、過疎地域自立促進特別措置法での課税優遇措置等の活用を促し、環境に優しい優良企業の誘致を進めます。このため、交通の利便性等を勘案した企業誘致用地を整備し、企業の誘致を積極的に進めています。

##### ②ITを利用した企業振興

情報通信網の整備に伴い、インターネットやホームページなどを利用した町内企業のPR、情報提供などを推進していきます。

また、ITの利用により、都市部から離れた場所での事業が可能なSOHOなどの起業やサテライトオフィス誘致を促進します。

##### ③地場企業の経営強化対策

地場企業の経営基盤の強化のため、商工会等と連携し、経営相談、経営診断、経営指導を充実していきます。

また、地場企業の振興に向けて、各種企業支援制度の利用や資金の利活用を推進するとともに、企業がビジネス拡大のヒントを得ることなどを目的とする、異業種交流会などの場を提供していきます。

##### ④就労の促進

高齢者や女性の能力の活用や若者の定住促進に向けて、町内での就労の場を確保していくため、ハローワーク（職業安定所）と連携し、就職情報を提供していきます。

特に、若年労働者の確保と定住促進のため、Uターン（地元へ帰り就職すること）・Iターン（もともと都市部に住んでいた人が、地方に移住し就職すること）等希望者への情報提供を充実します。

また、町民の労働条件の向上を目的に、労働関係の法律の周知を図ります。

#### (5) 主要事業

- 環境にやさしい優良企業の誘致
- ITを利用した町内企業のPR
- ITを利用した起業や誘致の促進
- 商工会等と連携した経営相談、経営診断、経営指導の充実
- 地場産業の振興
- 各種制度、資金の利活用の推進

- 情報交換の場の提供
- ハローワークと連携した就労の場の確保
- 若年労働者の確保に向けて、Uターン・Iターン等希望者へのPR充実
- 町民への労働関係法等の周知による就労条件の改善



中野地区の企業誘致用地(写真中央) / 右上は建設中の中部横断自動車道

## 2. 新エネルギー

### (1) 現状と課題

2011年3月11日、三陸沖で発生した東北地方太平洋沖地震により東京電力福島第一発電所が津波により被災し、放射性物質が漏れ出す深刻な事態となりました。発電所近隣の約11万人が避難を余儀なくされ、いまだ帰還のメドは立っていません。この震災を機に原子力発電の安全神話は崩壊し、その是非について論議が高まっています。現在、日本国内のすべての原子力発電所はその稼働を停止しています。今後、新たな安全基準の策定、徹底した安全対策により再稼働に至るかは予断をゆるしません。

電力会社各社は原子力発電停止により不足した電力を火力発電に頼るほかなく、化石燃料の消費量、輸入量は一気に増加し、それに伴う電気料金の大幅な値上げ等、国民生活への経済的打撃も少なくありません。

近年、地球温暖化問題は異常気象や生態系の変化を引き起こし、世界中で未曾有の事象事故が発生しています。二酸化炭素など温室効果ガスの排出抑制対策は人類にとって最も重要な課題であると言えます。

このような状況の中で、地球環境への負荷が少ない安全でクリーンなエネルギー（新エネルギー）に対する法整備や技術革新が急ピッチで進んでいます。石油消費の筆頭である自動車についても、電気モーター併用のハイブリッド車、電気自動車、水素自動車等が開発され普及しています。また、バイオマス、太陽光、地熱、風力、小水力といった地域の特色をいかした小規模発電に対する支援も厚くなり、個人や企業、公共団体等が電力事業を起こし売電できるしくみも整いました。

今後も、省資源や省エネルギーの意識を高めるとともに、官民協力のもと積極的に新エネルギーへの利用転換を図り、化石エネルギー消費の削減に努めることが課題となっています。

### (2) 住民ニーズ／意識

○地域資源を活用した新エネルギーの導入

### (3) 基本方針

広報やホームページなどで新しいエネルギーに関する情報提供を充実し、助成制度の充実を検討します。公共施設への太陽光発電施設の設置やバイオマス、小水力等の南部町に適した地球環境への負担が少ない新エネルギーなどを活用し、二酸化炭素の発生抑制に努め、安全で環境に優しい持続可能な社会の構築を推進します。

## **(4) 施策の方向**

### **①新エネルギーに関する調査の推進**

地域に合った新エネルギーの利用を進めるため、様々な角度から調査・研究を行います。

### **②公共施設での利用促進**

公共施設での新エネルギーを利用したシステムの導入を検討します。

### **③情報提供の充実**

新エネルギーに関する情報の提供を充実し、また、調査研究結果や公共施設での検証の成果などを情報として発信します。

### **④助成制度の拡充検討**

家庭における太陽光発電等の整備、企業におけるエコシステム（生態系を維持する環境保全の仕組み）の導入に対する助成制度の拡充について検討しています。

### **⑤地球環境保全意識の高揚と活動推進**

小中学生、町民、事業者に対して環境学習やポスターコンクールなど啓発活動を実施し、意識の高揚を図ります。また、森林保全、資源リサイクルといった地球環境保全活動を推進します。

## **(5) 主要事業**

- 新エネルギーに関する調査・研究の推進
- 公共施設における新エネルギーの利用促進
- 情報提供の推進
- 新エネルギー導入に対する助成制度の拡充検討
- 地球環境保全意識の高揚と活動推進

## 第5節 商店の活性化

### 1. 商 業

#### (1) 現状と課題

消費者ニーズの多様化により、消費者は商店に対し、安価な商品であることはもちろんのこと、品揃えの多さなどを求めるようになっています。

こうした中で近隣市町には、広い駐車スペースを有する、品揃えの豊富な大型店や専門店の集積が進んでいます。電気製品などの耐久消費財のみならず、食料品や衣料品などの日用品においても、町外商圈への購買力の流出が続いている。こういった状況下、本町における年間商品販売額は減少し続けています。

本町の商業の活性化のため、今後は地元商店街の魅力づくりに取り組んでいくことが大切です。そのために、助成支援や、多様化する消費者ニーズを的確にとらえた商品展開やサービス提供を支援していくとともに、商工会を中心にして、商品の共同仕入れや、商店街買物客の利便性向上に資する駐車場の整備や新たな商業用地の確保などが必要になっています。また、高齢者世帯など、買い物のための移動手段が限られた人の需要に応える取り組みも課題となっています。

#### (2) 住民ニーズ／意識

- 品揃えを豊富にする
- 商品の品質を向上させる
- 交通弱者のための移動販売
- サービスや接客態度の向上
- オリジナル商品の開発・販売

#### (3) 基本方針

消費者ニーズに沿った商店経営に向けて、個々の商店の創意工夫を支え、経営基盤強化を促していくため、商工会と連携し、経営相談・指導などを充実していきます。

また、魅力に富み、利用しやすい商店街として消費者にアピールしていくため、共同イベントの開催、IT の活用、町内共通商品券の利用拡大などを進めていきます。

#### (4) 施策の方向

- ①消費者ニーズへの対応

消費者ニーズを踏まえた品揃えの充実など、新しい時代の商店経営に向けて、商工会を中心にして、相談体制の充実、研修等による人材の育成などを進めていくことを支援します。

#### ②新しい試みの促進

多店舗が立地する複合商業地の整備を検討します。また、商店間の共同仕入れや共同配達、町内共通商品券の利用拡大や高齢化に対応した商業展開を支援していきます。

#### ③ITの利用

ホームページを活用した商店の紹介を進めるとともに、事業意欲のある若者などによるITを利用した販売促進を目指す起業や事業展開を支援していきます。

#### ④後継者の育成

商工会の経営相談の充実等を通じ、地元商店の後継者の育成を支援します。

### (5) 主要事業

- 商店の経営体質改善等の支援
- 資金利活用の促進
- 商工会を中心とした相談体制充実、研修等による人材の育成支援
- 商店街の活性化支援
- 複合商業地の検討
- 商工会等組織のバックアップや育成強化、自主的な取り組みの促進
- 共同仕入れ、共同配達等集団的取り組みの支援
- 町内共通商品券等による商業振興施策の推進の支援
- ITを利用した商店の紹介、販売促進支援
- ITを利用した起業の促進支援
- 商店の経営体質強化、相談の充実等による商店の後継者の育成支援



## 第3章

# やさしさを育み生きがいを持つ コミュニティづくり

## 第1節 多様なコミュニティの形成

### 1. コミュニティ

#### (1) 現状と課題

本町のコミュニティ活動は、現在 103 ある集落や区などを単位として、公民館や地域集会施設等を中心に展開され、様々な機会を通して、地域が一体となった各種活動や自治会活動など、コミュニティが果たしてきた役割は多大なものがあります。しかし、近年、地域を取り巻く状況は、都市の利便性や通勤の便を求めて若年層を中心に首都圏や静岡県都市部などへ人口が流出し、コミュニティ機能が低下している集落も出現しています。また、地域の過疎化や地域の活動を支えてきた人々の高齢化が急速に進み、さらに住民自体の活動に対する意識の変化など、コミュニティ活動は往時の活発さから低調傾向にあります。一方、地域コミュニティを窮屈と感じる層が増えているのも否めません。また、コミュニティ施設は順次整備されましたが、経年により一部の施設が老朽化しており、改修の必要が生じています。

各集落はそれぞれの歴史や経過を持ち、互いに交流しながら形成されてきました。今後、空き家の活用や農地貸し付けによる交流事業・移住支援、婚活イベントの継続実施など各種の施策により人口の減少を食い止めながら、地域のもつ特色を生かしたコミュニティづくりを推進することが必要となっています。また、「南部町総合計画策定に関するアンケート調査」結果によると、リサイクルや美化運動などの環境活動、災害時のボランティア活動、高齢者や障害者への支援などへ参加してもよいとする町民の割合が比較的高く、このような関心の高さに応じたコミュニティ活動の推進が求められているといえます。

#### (2) 住民ニーズ／意識

参加してもよいと思われる活動・事業：

- 地域で取り組む子育てへの活動
- 高齢者や障害者への支援活動
- リサイクルやごみ減量化などの環境活動
- 地域の美化活動
- 災害ボランティア活動
- 空き家バンクを活用した移住支援
- 農地貸し付けなどによる都市住民との交流事業
- 婚活イベント事業

### **(3) 基本方針**

活動の拠点となる施設の整備・充実に努めます。

町民の自治意識の高揚に努めながら、ニーズに沿ったコミュニティ活動を推進します。また、ボランティアなどを活用した地域コミュニティの活性化を図ります。

人口減少と高齢化によるコミュニティ機能の低下抑制策に取り組みます。

### **(4) 施策の方向**

#### **① コミュニティ施設の改修と整備**

老朽化したコミュニティ施設の改修整備を進めます。

#### **② 自治意識の高揚**

地域のことは地域で解決するという自治意識の高揚を図ります。

#### **③ ボランティア活動の促進**

ボランティア活動を促進しコミュニティの活性化を図ります。

#### **④ コミュニティの維持及び活性化**

コミュニティの維持を図り、地域の連携と活性化を推進します。

### **(5) 主要事業**

- コミュニティ施設の整備・充実
- 農村公園や多目的広場の整備
- 自治会と行政の連携強化
- 自治意識高揚の促進
- 町社会福祉協議会と連携したボランティアの地域活動参加への支援
- 空き家バンクを活用した移住支援
- 農地貸し付けなどのによる都市住民との交流事業
- 婚活イベント事業

## **第2節 医療・保健の充実**

### **1. 地域医療**

#### **(1) 現状と課題**

町内には、現在、公立の医療機関として、南部町国民健康保険診療所、万沢診療所のほか、出張診療所1箇所（佐野）、民間の診療施設が3箇所、歯科医院が4箇所あり、それぞれ地域医療を担っています。しかし、重症など生命身体等に関わる場合は県外または町外の医療機関を利用する状況にあります。救急医療体制は関係機関の協力により休日夜間の在宅医療体制、峠南消防本部による救急搬送体制、ドクターヘリポートの整備がされてきました。

今後、一次医療としての地域医療機関が果たすべき役割は、ますますその重要性を増しており、町営診療施設の充実を維持することが重要です。また、町内の医療機関の連携はもとより、二次医療として、より高度な医療サービスを提供するため、患者の医療情報などについて、県内外の医療機関との広域的な連携の強化も必要です。さらに、休日夜間の救急診療体制や平常時はもとより地震風水害など災害時の緊急医療体制の構築が必要となっています。

#### **(2) 住民ニーズ／意識**

○医療体制の充実

#### **(3) 基本方針**

町民のかかりつけの医療機関として、診療所の充実を図りつつ、二次医療機関として県内外の医療機関との広域的な連携の強化を推進します。特に、高齢化に対応した在宅医療体制の充実を推進します。また、緊急時や救急時の医療体制の整備を推進します。

#### **(4) 施策の方向**

##### **①地域医療の充実**

町民ニーズを反映した南部町国民健康保険診療所等の医療環境整備のため、医療機器の整備や需要の多い診療科目の維持を図るとともに、患者の医療情報などについて、県内外の医療機関と連携した広域的ネットワークの構築を促進します。

また、県内外の関係機関と連携しながら、休日、夜間などの救急診療体制、小児救急医療体制、産婦人科医療体制の充実を図ります。

## ②災害時の医療体制の整備

東海地震や台風など風水害に対応した災害時緊急医療体制の整備を促進します。

### (5) 主要事業

- 県内外の医療機関と連携した広域医療体制の強化
- 災害時緊急医療体制の構築
- 在宅医療体制の充実
- 休日夜間など救急医療体制の充実
- 小児救急医療の構築
- 産婦人科医療の構築
- 診療所医療機器の更新



小児診療(南部診療所)

## 2. 健 康

### (1) 現状と課題

我が国の平均寿命は、生活環境や食生活の改善、医療の進歩により伸び続け、世界有数の長寿国となりました。その一方で、急速な高齢化の進展に伴う、疾病構造の変化により、疾病全体に占めるがんや虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加しています。これらの疾病は、医療費を増大させるとともに、壮年期死亡や寝たきり、認知症等の介護を要する人々を増加させ、深刻な問題として社会に大きな影響を与えております。

また、人びとの価値観、ライフスタイル、労働環境の多様化など、私たちを取りまく社会環境は大きく変化する中、ストレスによる心身の不調を抱える人の増加、子育て中の親の不安感や孤立感、児童虐待など、あらゆる年代において「こころと体」の健康に関する問題への取り組みがより求められるようになりました。

本町では、少子高齢社会を迎える中、町民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現に向けて、平成26年度に「なんぶ健康会議」を立ち上げ、「スマイルなんぶ」～健康・長寿、日本一を目指して～をキャッチフレーズに、壮年期の死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を目指します。町民一人ひとりが生涯にわたり生活習慣の改善に努め、いつまでも健康に過ごすことができるよう、地域を含む社会全体で健康づくりを支援する体制の整備に取り組んでいます。しかし、町民の健康水準をさらに向上させていくためには、行政の取り組みに加え、町民の健康意識の醸成の上に、地域、企業等も一体となって新たな健康課題を解決していく必要があります。

### (2) 住民ニーズ／意識

- 健康診断などによる病気の早期発見・早期予防事業の充実
- 小児期からの健康づくり教育事業の充実
- 健康づくりに関するスポーツ・栄養講座など健康づくり事業の充実

### (3) 基本方針

「町民と共に生活習慣病の発症と重症化を予防する」をテーマに、日々の生活習慣が病気の発症に繋がっていくことを理解し、発症を予防できるよう、健康教育、健康診断、事後指導の充実を図る（一次予防の重視）。健康管理に関する情報を提供し、自分の健康は自分で維持・増進するため自主的な健康づくりの意識の啓発に努める（町民主役の健康づくり）。町民一人ひとりが健康づくりの行動がしやすい環境を町全体で整える（健康づくりを支える環境づくり）。医療や保険と連携した指導を行い重症化・合併症を防ぐ取り組みの充実を図る（重症化予防の徹

底)。

#### (4) 施策の方向

##### ①地域ぐるみの健康づくりの推進

地域組織の育成・強化を図りながら、自主的な健康づくり推進のための意識啓発と環境整備を図ります。

##### ②少子高齢化に対応した施策の推進

検診の受診率の向上、適切な事後指導のための情報管理など生活習慣病予防対策の推進、在宅医療・母子保健事業の推進に努めます。

#### (5) 主要事業

- 生活習慣病予防事業の充実
- 自主的な健康管理意識の高揚・啓発
- 健康づくり事業の充実
- 各種メディアを使った健康情報の提供
- 子育て支援、思春期保健事業など母子保健の充実
- リハビリ訓練等による身体機能低下防止事業の充実
- 愛育会、食生活改善推進員など地域組織の育成強化



生活習慣病予防を中心に町民が主役の  
健康づくりをすすめていくためのキャッチ  
フレーズです。

## 第3節 福祉の充実

### 1. 児童福祉

#### (1) 現状と課題

子どもの数が減少し少子化が進行しています。本町においても平成12年国勢調査による15歳未満の子どもの数は1,481人で、平成22年は879人と10年間で3分の2以下に減少しています。急速な少子化と相まって、核家族化が進み、地域における近隣関係が希薄になっていることから、身近に相談できる人が少なくなり、子育て家庭が孤立し、子どもを産み育てることへの不安や負担感が高まっています。このため、子育ての問題を地域の課題として町民が共有し、地域全体で子どもを育てる意識のもとで地域の子育てネットワークの構築が求められています。女性の社会進出など、子どもたちを取り巻く社会状況が変化し、様々な保育サービスの要望や学童保育のニーズ拡大等の課題があります。

本町では、富河保育所、万沢保育所、睦合保育所、栄保育所の4箇所の保育所があります。園児数は年々減少し、保育所の小規模化が進んでいます。小規模保育所には様々な課題が生じるため、平成24年度から保育所統廃合についての検討が始まり、平成26年度中に具体策が提示されます。また、土曜日と平日の時間外保育、一時的に子どもの保育ができない場合の一時保育など保育サービスの充実に努めてきましたが、近年は共働き家庭の増加や就労形態の多様化に伴い、乳幼児保育の希望が増えています。現行の1・2歳児保育を0歳児まで拡充することを検討する必要があります。今後、保育サービスの拡充、児童館の整備、子ども・子育て支援事業計画<sup>6</sup>に基づく子育て支援対策など保健部門や町内幼稚園と連携しながら精力的に推進し、子どもたちが心身ともに健全に成長できる環境の整備や子どもを安心して生み育て、子育てに喜びや楽しみを持てる環境づくりを進めることが必要となっています。

#### (2) 住民ニーズ／意識

- 延長保育・未満児保育などの保育サービスの充実
- 子育て支援や一時預かりなどの支援サービスの充実
- 子育てに悩む親への相談や生活指導体制の充実

---

<sup>6</sup> 子ども・子育て支援事業計画

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が公布されました。これにより、市町村は幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度のことです。新制度では、保育等の需要見込みや提供体制等を盛り込んだ「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが定められています。

### **(3) 基本方針**

子育て中の親への支援、保育サービスの充実、児童館の整備など子どもたちが安全で健やかに成長できる環境づくりを推進します。町内幼稚園との連携をこれまで以上に深め、子育て支援の機運を醸成します。

### **(4) 施策の方向**

#### **①保育サービスの充実及び環境整備**

平日土曜日の時間外保育、一時保育の拡充など保育サービスの充実を図るとともに、統廃合を含め老朽化した保育所の施設や設備の計画的な整備を推進します。また、未満児保育での0歳児受け入れについて検討します。

急速な少子化の流れの中で、入所する園児の減少が見込まれることから、保護者等と協議しながら、通所区域の見直しも含め、保育所の統廃合について検討していきます。

#### **②児童館等の整備**

児童館の整備を進め、学童保育の拠点として子どもたちの健全育成を図ります。また、親子で触れ合える児童公園や遊び場を充実します。

#### **③子育てのための環境整備**

保育士の専門性を活かした保育所等での子育て相談の実施、親が交流できる場として、子育てサークルの支援や育児相談を行う地域子育て支援センターの開設など子育て支援を町内幼稚園との連携を強化しながら進めます。また、ファミリーサポートセンター<sup>7</sup>の設置を推し進めます。

### **(5) 主要事業**

- 未満児保育の充実
- 土曜日、平日時間外保育の拡充
- 一時保育の拡充
- 通所区域と保育所統合についての検討
- 保育所施設の整備
- 通所バスの更新
- 児童館新設
- 児童公園・遊び場の充実
- 保育所等での子育て相談の実施

---

<sup>7</sup> ファミリーサポートセンター

育児や介護の援助などを受けたい方と行いたい方が会員登録し、育児や介護のサポートを相互に行う会員組織です。センターの設立や運営主体は地域の市町村となります。

- 母親が交流できる場の確保
- 地域子育て支援センターの開設
- ファミリーサポートセンターの設置
- 幼稚園との連携強化

## **2. 高齢者福祉**

### **(1) 現状と課題**

本町の高齢化率は平成 26 年度 4 月 1 日現在 35.3%で、およそ 3 人に 1 人が 65 歳以上です。平成 37 年(2025 年)には南部町の人口推計によると高齢化率は 47.1% でおよそ 2 人に 1 人が 65 歳以上の方になります。

高齢化率の上昇と相まって、高齢者単独世帯の増大や高齢者を介護する人自身が高齢化するなど、高齢者を取り巻く状況は大きく変動しています。

元気な高齢者も多いのですが、認知症や身体機能の低下等により介護を必要とする人も増えています。サービスを受ける方も、それを支える方も経済的負担が大きくなっています。生きがい対策、介護予防等の充実や生活支援サービスの充実、認知症対策を推進し、「住み慣れた南部町で最期まで暮らしていけるために」地域の支援、福祉・介護、医療との連携等が一体的に提供される仕組みづくり「南部町地域包括ケアシステム」の構築と運用を早急にしていくことが必要です。

### **(2) 住民ニーズ／意識**

- 高齢者になっても自立した生活がおくれるよう介護予防の充実
- 交通・買い物等の生活支援の充実
- 介護保険を使わなくても暮らせる環境の整備
- 認知症対策の充実

### **(3) 基本方針**

高齢者が住み慣れた南部町で最期まで暮らしていけるために、生きがい対策や介護予防、認知症対策等を推進するとともに、地域の支援、介護予防、医療との連携等が一体的に提供される仕組みづくり「南部町地域包括ケアシステム」の構築と運用を図ります。

また、介護予防の充実や高齢者の生活支援サービスの充実など高齢者福祉対策を推進します。

### **(4) 施策の方向**

#### **①南部町地域包括ケアシステムの構築・運用の推進**

高齢者が住み慣れた南部町で最期まで暮らしていけるために、地域の支援、福祉・介護、医療との連携等が一体的に提供される仕組みづくり「南部町地域包括ケアシステム」の構築と運用を図ります。

#### **②介護予防の充実**

介護が必要な状態にならないように、また、介護が必要な人もできるだけ機能を維持・改善できるように心身の機能の低下を予防し、回復を目標とする介護予防の充実を図ります。

### ③生活支援サービスの充実

住み慣れた南部町で継続した生活が営めるように、生活支援サービスの充実を図るよう検討していきます。

### ④認知症対策の推進

認知症の早期相談や診断、対応等の構築を推進します。また、認知症になつても「住み慣れた南部町で最期まで暮らしていくために」当事者、介護者、地域への支援体制等の構築を推進します。

### ⑤生きがい対策の充実

ふれあいいきいきサロン、老人クラブ、生涯学習活動、学校での各種講師、雇用・就労機会の確保など家に閉じこもりがちな高齢者が生きがいを持って社会に参加できるよう推進します。また、ふれあいいきいきサロンの活動は高齢者が気軽に集い、趣味活動など心とからだのリフレッシュや仲間づくりをする場所として整備されていますが、地域ボランティアによる自主的な運営ができるよう支援していきます。

## (5) 主要事業

- 南部町地域包括ケアシステムの構築・運用の推進
- 地域ケア会議の推進
- 介護予防の充実
- 生活支援サービスの充実
- 認知症対策の推進
- 地域活動や生涯学習など社会参加の場の充実
- シルバー人材センターを活用した雇用・就労機会の確保
- 老人クラブなど活動拠点の活性化
- ふれあいいきいきサロンの自主的運営への支援
- アルファーセンター、老人福祉センターの有効活用
- 在宅福祉サービスの充実
- 在宅支援サービスの充実
- 地域包括支援センターの機能の強化

### **3. 地域福祉**

#### **(1) 現状と課題**

本町の地域福祉活動は、社会福祉協議会を中心に、地域の各種ボランティアが原動力となって地域での福祉活動が展開されています。本町では、町民相互の結びつきが強く、相互助け合いの風土が残っているため、その利点を活かした地域福祉活動を展開する基盤が存在しています。福祉の基本は、思いやりや助け合いの心など近隣の相互扶助にあり、これら資産を活かしながら、福祉意識の啓発や福祉教育の推進など、地域福祉ネットワークづくりを推進することが求められています。

「南部町総合計画策定に関するアンケート調査」の結果をみると、参加してもよいと思われるボランティア活動として、「高齢者や障害者への支援や施設での手助け」、「災害時のボランティア活動」などには、高い関心が寄せられています。

今後、ボランティアの需要はますます増加し、ボランティアのニーズも多種多様化することが見込まれることから、このような自主的なボランティアを把握し、参加の促進やボランティアグループの活動支援などを推進する必要があります。

地域包括ケアシステムを構築し、支援が必要な高齢者や障害者を取り巻く諸問題への対応ができるように情報提供に努め、関係者と協力していくことが期待されています。

#### **(2) 住民ニーズ／意識**

- 災害時などのボランティア活動
- 高齢者や障害者への支援や施設での手助け
- 地域で取り組む子育てへの協力

#### **(3) 基本方針**

町民がもつ福祉の意識を一層高め、全ての町民が住み慣れた南部町で最後まで暮らしていくために、福祉関係団体や関係者との連携を強化しながら、福祉の町づくりを推進します。

#### **(4) 施策の方向**

##### **①南部町地域包括ケアシステムの構築・運用の推進**

高齢者が住み慣れた南部町で最期まで暮らしていくために、地域の支援、介護予防、医療との連携等が一体的に提供される仕組みづくり「南部町地域包括ケアシステム」の構築と運用を図ります。

##### **②地域福祉活動の推進**

各地域で行われる地域システム会議を通して、民生児童委員や地域住民の代表者等と連携しながらの地域住民のボランティア活動の促進、地域福祉活動の中心を担う社会福祉協議会の体制強化と活性化の支援を図り、結婚相談の充実、福祉サービスの利用促進など推進します。

### (5) 主要事業

- 南部町地域包括ケアシステムの構築・運用の推進
- 広報等による福祉意識の高揚
- 学校での福祉体験学習など福祉教育の推進
- 社会福祉協議会の体制強化・活動支援
- 福祉推進員と民生児童委員との連携強化
- ボランティアの育成と支援
- 結婚相談活動の推進
- アルファーセンターや老人福祉センターの活用
- 福祉サービスの適正な利用と周知



福祉健康まつり 健康長寿日本一を目指して

## 4. 障害者福祉

### (1) 現状と課題

障害を持つ人への施策は、障害を持つ人も持たない人も共に、生活し活動できる社会の構築を目指し、住みなれた南部町において自立し、様々な活動を通して地域社会へ参加できることを目指した障害者福祉を推進してきました。

本町においても、南部町障害者福祉計画を基に相互理解の促進、障害者の社会参画の促進、すべての人にやさしい生活環境の整備、福祉・保健・医療サービスの充実、地域での障害者の受入体制の整備、障害児教育の充実、雇用・就業の促進、情報のバリアフリー化など障害者の自立と共生社会の構築を図っていくことが求められています。

本町では、地域活動支援センター「ふきのとう」・「あじさい工房」において、障害を持つ人の職業訓練、地域やボランティアとの交流による社会参加や相互理解を深めるために活動しています。今後、ここを総合的な障害者福祉の拠点として、デイサービス、授産、グループホームなどの機能を有する施設の整備あるいは法人・事業所の誘致を検討し、在宅障害者の福祉サービスの推進に努めることが必要です。

### (2) 住民ニーズ／意識

- 障害者の働く場所の確保・施設整備の充実
- バスなどの公共交通機関を利用しやすく整備し、移動手段を充実
- 障害者の自立を促す事業・施策の充実
- 障害者家庭への支援の充実

### (3) 基本方針

障害を持つ人の社会的・精神的自立と地域での共生実現のために、広報啓発活動、障害者の社会参加の促進、各種福祉施策を推進します。

### (4) 施策の方向

#### ①障害者の社会参加の促進

公共施設等のバリアフリー化、心身障害児適正就学の推進、地方公共団体・関係機関・企業などとの連携による障害者の雇用・就業の促進など、障害者が社会に積極的に参加できる環境づくりの推進を図ります。

#### ②障害者福祉の推進

乳幼児期での早期発見やリハビリテーション活動等の療育事業、在宅で利用

でき給付を受けられる地域活動支援事業等の障害福祉サービス事業の充実、障害者（児）関係団体との連携強化や障害福祉ボランティアの育成等、障害者の自立に向けた支援事業の更なる推進を図ります。

### （5）主要事業

- 障害者の社会参加の促進と交流の場の確保
- 雇用・就業の促進
- 障害児教育の推進
- 保健・医療の充実
- 在宅福祉サービスの推進
- 障害者（児）関係団体や福祉ボランティアの育成
- 峡南圏域相談支援センターとの連携強化
- 障害福祉サービス計画相談支援事業の推進



地域活動支援センター「ふきのとう」の製品

## 5. 母子・父子福祉、生活保護世帯福祉

### (1) 現状と課題

#### ○母子・父子福祉

現在、母子家庭等に対して、民生児童委員による相談活動、貸付制度や利子補給、医療費助成、各種手当などが行われています。

本町でも、離婚件数の増加など母子、父子世帯が増えており、心のケアなどを含めて、総合的な支援策が必要となっています。

#### ○生活保護世帯福祉

近年の低迷する経済情勢下で、失業などにより生活に困窮する家庭が増えています。相談、指導、助言など経済的な自立を促進することが課題となっています。

### (2) 住民ニーズ／意識

#### ○子育て支援や一時預かりなどの支援サービスの充実

#### ○延長保育・未満児保育などの保育サービスの充実

#### ○子育てに悩む親への相談や生活指導体制の充実

### (3) 基本方針

母子・父子福祉は、民生児童委員と情報を共有しながら、適切な指導や支援を行っていきます。

生活保護世帯の福祉については、民生児童委員による生活困窮者の把握に努め、生活の安定と経済的な自立に向けて、生活保護制度の適切な実施に努めます。

### (4) 施策の方向

#### ①母子・父子福祉の充実

貸付制度や利子補給、医療費助成、各種手当など制度の充実により、生活の安定を図ります。また、個々に抱える問題に対処するため、民生児童委員との連携により相談・指導体制の充実を図ります。

#### ②生活保護世帯の支援の充実

民生児童委員と連携しながら、生活保護世帯の自立を支援するため、状況に応じた指導助言を実施します。また、関係機関と協力しながら就業機会の確保に努めます。

### (5) 主要事業

#### ①母子・父子福祉

- 経済的援助の充実
- 相談指導体制の充実

- ②生活保護世帯福祉
  - 経済的援護の推進と自立促進
  - 相談指導体制の充実
  - 就業機会の確保

## 6. 社会保障制度

### (1) 現状と課題

#### ○国民健康保険

本町における国民健康保険の被保険者数は 2,301 人、加入世帯数 1,365 世帯で、総人口に対して 26.6% と町民の約 1/4 が加入しています（平成 26 年 3 月末現在）。国民健康保険制度の財源は、被保険者からの保険税と国庫補助金を基盤として運営されていますが、制度上の構造的な問題から高齢者や低所得者の加入割合が多く、医療の高度化等による医療費の増加などにより、その運営は厳しいものとなっています。今後、保険税の収納率の向上やレセプト点検など医療費の適正化を図るとともに、疾病予防や早期発見・早期治療、またジェネリック医薬品の利用促進等による医療費の抑制に努めることが必要です。

#### ○国民年金

国民年金の被保険者数は 1,386 人、受給者数は 3,160 人、受給金額は 2,152,416 千円（うち老齢年金は 2,988 人、2,005,982 千円）となっています（平成 26 年 3 月末現在）。年金制度は、「年金不信」などからその信頼性が揺らいでいますが、今後信頼される年金制度の構築を国など関係機関に要請するとともに、広報活動等を通じて広く町民に制度の周知を図っていくことが必要です。

#### ○後期高齢者医療保険

平成 20 年度から 75 歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療保険の施行に伴い、県下全域を対象とした山梨県後期高齢者広域連合が設立され、市町村と業務を分担し運営しています。

後期高齢者の被保険者数は、1,887 人、で総人口に対して 21.8% と町民の約 2 割が加入しています。（平成 26 年 3 月現在）

後期高齢者医療制度の財源は、被保険者からの保険料と国庫補助金、各被用者保険からの負担金を基盤として運営されていますが、国民健康保険と同様に医療の高度化や高齢者の増加により医療費が増嵩しています

健診による早期発見、早期治療により疾病の重症化を予防し、健康寿命の延伸を図り、医療費を抑制していくことが重要となります。

#### ○介護保険

本町の第 1 号被保険者数は平成 26 年 3 月末現在で 3,113 人です。要介護・要支援認定者数は 589 人（第 2 号被保険者含む）です。年々、介護保険給付費が増加しており、それに伴い介護保険料も上昇しています。持続可能な介護保険制度の運営を確保していくために、介護予防等の地域支援事業の充実と、介護保険だけでなく、地域の支援、福祉・介護、医療連携を図り「南部町地域包括ケアシステム」の構築と運用を図る必要があります。

## **(2) 住民ニーズ／意識**

- 高齢者になっても自立した生活がおくれるよう介護予防の充実
- 介護保険を使わなくとも暮らせる環境の整備
- 健康寿命の延伸を図るよう疾病予防の充実

## **(3) 基本方針**

本町の高齢化率は 35.82%（平成 26 年 7 月 31 日）と超高齢社会の中で各種社会保障政策に取り組んでいますが、年々、医療費、介護保険給付が増加しており、町民の負担も増大しています。今後、負担の増大を防ぐため適正な事業運営と、平成 26 年度に創設した「なんぶ健康会議」を基軸に、生活習慣病予防を中心とした町民総参加の予防対策を推進し、効果的、効率的な保健事業の展開により、健康増進と介護予防の推進を図り、持続可能な社会保障制度の運営を目指します。

## **(4) 施策の方向**

### **①国民健康保険の安定**

高齢化の進展、高度な医療の普及等により医療給付費が増加し、国保財政は大変厳しい状況であるため、生活習慣病を中心とした予防対策を推進し、疾病的未然防止、早期発見、早期治療の促進に努めます。また、制度運営の安定化と保険税収納率の向上に努めます。

### **②国民年金の充実**

老後を経済的に支える重要な制度として、国民年金制度の周知や年金相談活動の充実を図ります。また、国などへ長期的視野に立った安心できる年金制度の構築を要請していきます。

### **③後期高齢者医療保険の継続**

平成 20 年度の創設から 5 年が経過し、制度の周知、運営も定着してきたため、今後も継続可能な制度となるよう運営の更なる安定化を図ります。

国民健康保険と同様に医療の高度化や高齢者の増加により医療費が増嵩しているため、疾病予防や健診による早期発見、早期治療により疾病の重症化を予防し、健康寿命の延伸を図り、医療費の抑制に努めます。

### **④介護保険制度の持続**

持続可能な介護保険制度を確保するため、介護保険事業の適正化に努め、介護保険料の適正化・収納率の向上に努めます。また、介護予防等の地域支援事業の充実を図り、介護保険を利用しても、利用しなくても住み慣れた南部町で最期まで暮らしていくために、地域の支援、福祉・介護、医療との連携等が一体的に提供される仕組みづくり「南部町地域包括ケアシステム」の構築と運用を図っていきます。

また、住民ニーズに対応した介護保険サービスの整備についても検討していきます。

## (5) 主要事業

### ①国民健康保険

- 健康教育や健康診断の充実など健康づくりの推進による健康寿命の延伸
- 資格取得喪失など適用の適正化
- 収納率の向上
- レセプト（診療報酬明細）点検、医療費の通知、広報活動などによる医療の適正化
- 国保診療所の円滑な運営

### ②国民年金

- 広報・相談活動の充実
- 国民年金対象者への加入促進
- 国民に信頼される制度構築のための国への要請

### ③後期高齢者医療保険

- 健康教育や健康診断の充実など健康づくりの推進による健康寿命の延伸
- 資格取得喪失など適用の適正化
- 収納率の維持

### ④介護保険

- 南部町地域包括ケアシステムの構築、運用
- 介護保険事業適正化の推進
- 介護保険制度の周知や相談業務の充実
- 迅速・適正な認定作業の推進
- 介護保険サービスの充実
- 地域支援事業の充実
- ケアマネジャーなど専門職員の確保と資質の向上



持続可能な社会保障制度づくりを目指した普及啓発活動



予防事業

## 第4章

### 安心して暮らせる町づくり

# 第1節 生活道路網の整備

## 1. 生活道路

### (1) 現状と課題

本町の道路は、静岡県に連絡する国道52号線、国道469号線（富士南麓道路）、県道富士川身延線、県道日向宿線と町内の集落を結ぶ県道高瀬福士線、県道内船停車場線、県道釜ノ口塩沢線と町道で構成されています。

山間部に位置する本町住民の交通手段は、自動車またはバイク等の乗り物であり、通勤、買い物、通院などの町内はもとより県外への移動手段にもなっています。道路は極めて重要な役割を担っています。

生活基盤となる道路網整備は町民の生活向上と安心安全な生活環境作りには必要であり、さらなる整備が求められています。

本町の公共交通機関は、JR身延線と町営バスがあります。JR身延線は、通勤者のマイカー利用増や少子化による高校通学者の減等により運転本数が減り、ますます利用者の鉄道離れが進む現状となっています。そのため、自らの移動手段を持たない町民や高齢者及び電車利用観光客の交通手段として、町営バスの運行本数と運行路線を確保するとともに本数の見直しが必要となっています。

### (2) 住民ニーズ／意識

- 道路沿いの立木、竹林の伐採
- 生活道路の舗装補修や拡幅改良の整備
- 幹線道路の整備
- 道路安全施設の整備
- 歩道の設置

### (3) 基本方針

町民のニーズを踏まえながら、農林道や橋梁を含め町道等の整備を計画的に進めるとともに、歩道や街路灯など安全面に配慮した道路環境の整備を促進します。

また、町営バスの本数や路線を見直しするなど、利用者の利便性向上に向けた取り組みを推進します。

### (4) 施策の方向

#### ①町道等の整備促進

町道、農道・林道等については、町民ニーズを反映し、計画的な拡幅や改良

等を進めるとともに、基幹道路へのアクセスや機能的な道路網の構築に向けて取り組みます。道路の維持管理のために、定期的にパトロールを行い、補修が必要な箇所の早期発見と補修工事を実施します。また、町営バスが運行している道路、または運行が検討されている道路については、バスの安全な運行に必要な改良工事を実施していきます。

橋梁については、南部町橋梁長寿命化修繕計画策定に基づき、優先順位により順次修繕を計画的に実施する必要があります。また道路ストック総点検を定期的に実施し、損傷箇所や変状を早期に発見し適切な処置を講じ、継続的かつ効率的な維持管理を行います。

## ②道路環境の整備促進

道路交通の安全確保を図るため、歩道、カーブミラー、道路標識、街路灯、信号機などの整備を進めます。

また、町民や観光客などにわかりやすい、景観と調和のとれた観光案内標識の設置を推進します。

## ③町営バスの利便性向上

町営バスの利便性向上に向けて、車両整備を計画的に進めていくとともに、高齢者や児童等交通手段を自ら持たない町民を考慮した路線の再編を行います。

## ④身延線の利便性向上

J R身延線を利用する通学者等の利便性向上に向けて、本数の増発など身延線沿線活性化促進協議会等を通じてJ Rへの要請を促進していきます。さらに、内船駅、十島駅、井出駅、寄畠駅の周辺整備を進めます。

# (5) 主要事業

- 計画的な拡幅や改良等による町道の整備
- 農林道等を含めた機能的な道路網の構築
- 道路維持管理のためのパトロールと早期補修
- 町営バスの路線に配慮した道路改良
- 橋梁長寿命化修繕計画策定に基づく修繕の実施
- 歩道、カーブミラー、街路灯、信号機など整備による安全の確保
- 景観に配慮したわかりやすい案内標識の設置
- 計画的な町営バスの車両整備更新（10年間で買い換え実施）
- 高齢者や児童等を考慮した町営バス路線等の見直し
- 身延線利用者の利便性向上のためのJ Rへの要望促進
- 身延線の町内各駅周辺整備

## 第2節 広域道路網の整備

### 1. 広域道路

#### (1) 現状と課題

本町内を南北に縦断する中部横断自動車道は、静岡県静岡市を起点に山梨県甲斐市を経由して長野県小諸市に至る延長 132 kmの高速自動車国道です。このうち国土交通省が直轄高速区間（富沢 I C～六郷 I C間）の延長 28.3 kmを担当し、中日本高速道路株式会社が静岡県境から富沢 I Cまでの延長 9.3 kmを担当、平成 29 年度の完成を予定し事業を進めています。

国道 469 号線は、静岡県御殿場市から国道 139 号線と交差して本町万沢の国道 52 号線に直結し、中部横断自動車道に接続する延長約 50 kmの整備構想で新東名高速道路や東名高速道路及び国道 1 号線の代替道路としての役割を持つものです。

これらの広域道路の整備は、山梨の玄関としての本町の地位を高め、地域の発展に役立つものと期待されますので、これらの広域的な道路の早期整備が求められます。また、新々富士川橋建設については、県道富士由比線の富士川橋及び主要地方道富士川身延線の慢性的な交通渋滞の解消はもちろんのこと、新東名高速道路新富士 I Cへのアクセスを容易にするもので、平成 30 年代中期の完成を目指に掲げ早期整備を目指しています。

国道 52 号線は、本町にとって重要な基幹道路です。これまで、逐次改良が加えられてきていますが、急峻な山間部を通るため危険個所の防災工事が全て完了していません。そのため、連続雨量が 200 mmを超えると通行止めになっています。このことは定住促進や産業振興などの大きな障害となりますので、国道 52 号線の防災工事事業の一層の促進が必要となっています。

県道については、狭隘箇所が多く改良事業の整備促進が強く望まれます。特に県道富士川身延線については静岡県に通じる通勤と物流、観光路線であり事業の早期整備促進が必要となっています。

#### (2) 住民ニーズ／意識

○地域内外を結ぶ道路整備の推進

#### (3) 基本方針

中部横断自動車道路及び南部・富沢 I C の早期の建設促進を関係機関に要望します。国道 52 号線、国道 469 号線、県道の早期整備を国・県に対し要望します。

## (4) 施策の方向

中部横断自動車道及び南部・富沢 I C の建設促進を関係機関に要望します。

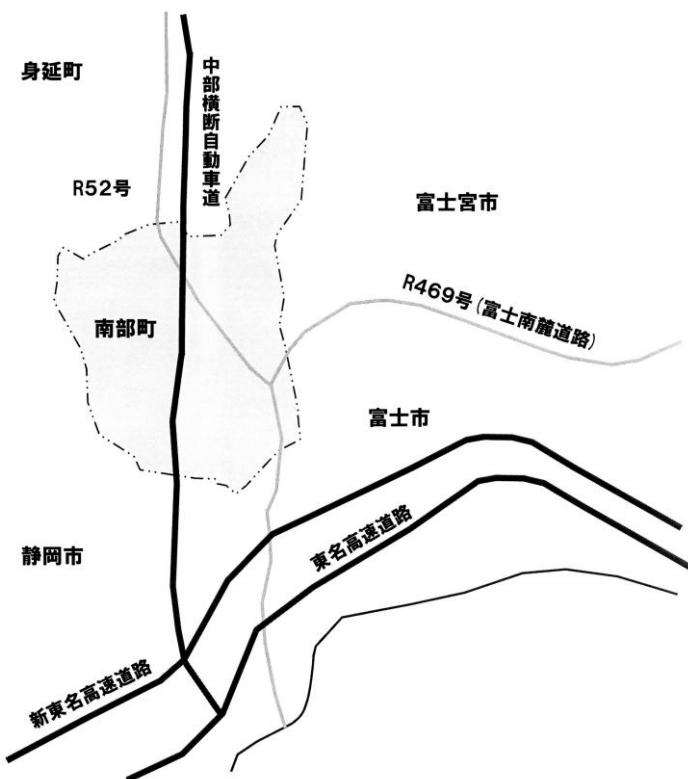
また、国道 52 号線、国道 469 号線の整備促進を国・県に要望し、国道 52 号線については、定住促進のためにも雨量規制の撤廃を求めていきます。

国道 52 号線の工事に関し、早期工事を希望する箇所の把握に努め、迅速な工事の実施を国に要望していきます。工事の際には、工事方法や工事期間の周知と工事期間の短縮を国に求めていきます。

さらに、県道の御屋敷、井出、内船地区などでの改修工事が計画されていますが、引き続き県に対し、町内にある県道の早期整備促進を要望していきます。

## (5) 主要事業

- 中部横断自動車道及び南部・富沢 I C の早期建設、国道 52 号線、国道 469 号線の整備促進の要望
- 国道、県道の雨量規制の撤廃の要望
- 国道 52 号線について早期工事希望箇所の把握と実施の要望
- 国道 52 号線の工事方法、工事期間の周知と工事期間短縮の要望
- 町内にある県道の整備促進の要望



## 第3節 防災・災害対策、消防・救急対策の充実

### 1. 防災・災害対策

#### (1) 現状と課題

本町は周囲を急峻な山々に囲まれ、町の中央を南東方向に貫く富士川とその支流となる多くの河川があり、支流河川に沿う平地から山間部に向かい、荒廃が懸念され崩壊のおそれのある急傾斜地や、水害及び土石流発生のおそれのある渓流など危険個所が数多くあります。近年、日本各地で台風や集中豪雨による被害のほか、短時間に集中して猛烈な雨が降ったり、突風が吹いたりするなど、突然の風水害による被害が多発しています。

本町では毎年度、国・県など関係機関共同による定期的な危険個所の巡視、点検を実施しています。今後も国や県との連携を図り、治山治水・砂防事業に取り組んでいきますが、危険個所の早期解消に向けて、その調査と対策、事業促進を継続的に実施していかなければなりません。

さらに、本町は東海地震の震源域になっていることから、地震防災体制の一層の強化を図ることが喫緊の課題です。災害時には、学校体育館などの公共施設が防災拠点（避難所等）として機能することになっていますが、さまざまな大災害においては、各地区が孤立することが想定されますので、これら以外の指定避難所である公民館、集会所の耐震化促進と一般木造住宅の耐震化事業の推進に努め、安全性の確保を図らなければなりません。また、災害発生時の主たる輸送手段としては、道路交通を想定していますが、大地震や大規模な土石流が起これば、道路交通網が一時的に機能しなくなることも予想され、こうした際の負傷者や救護者の広域緊急輸送、救援物資等の輸送には、ヘリコプターの利用が必要かつ効果的と考えられます。今後、国の動向を踏まえ、地震、風水害など様々な災害に対応した地域防災計画の見直しを適宜行い、各防災関係機関、ボランティア組織、他市町村等との総合的な救助・救援体制の確立を図り、防災体制の充実に努めなければなりません。

また、本町には自主防災組織が構築されており、毎年、防災資器材や備蓄品の整備、総合防災訓練などを行っていますが、災害時には近隣住民の連携（共助）が不可欠であり、各自主防災組織の防災計画により訓練活動の充実を図り、町の危機管理体制の確立（災害対策本部指揮系統の明確化など）とともに、全町的な組織統一など自主防災組織の強化をさらに図る必要があります。

なお、富士山噴火による火山降灰災害、中部電力浜岡原子力発電所の今後の動向を踏まえた応急対策、武力攻撃等から国民を守るために制定された国民保護法

に基づいた町民への避難体制等の整備も図らなければなりません。

## (2) 住民ニーズ／意識

- 治山・治水など土砂崩れや地すべり、土石流、浸水対策
- 道路沿いの立木、竹林の伐採（雪害等対策）
- 生活必需物資の備蓄・供給体制の整備
- 緊急輸送機能の確保
- 災害時などのボランティア活動への参加
- 災害時医療応急対策の充実
- 避難場所・避難路の整備と町民への周知
- 障害者・高齢者への災害発生時の支援の充実
- 自主防災会などの充実
- 防災備蓄施設の整備と公共施設の耐震化

## (3) 基本方針

国や県と連携した治山治水・砂防事業に伴う危険箇所の安全対策工事をはじめ、各種の防災・減災対策事業を推進していきます。また、地域防災計画に基づき、災害時に的確迅速に対応できる災害対策本部体制の確立とともに、一般木造住宅の耐震化事業を促進させ、町民の防災意識の高揚や防災組織の強化を図り、防災・減災対策を充実していきます。

## (4) 施策の方向

### ①防災対策事業の推進

国や県と連携の上、治山治水・砂防事業を推進し、防災上の危険箇所の早期解消を図ります。さらに、土砂災害から町民の生命・財産を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地抑制といった策を講じます。

学校体育館など公共施設が防災拠点として機能することになっていますが、これら以外の指定避難所である公民館・集会所の耐震化促進を図るとともに、防災施設、資機材等の充実や緊急時の輸送機能の確保のため、山間部への緊急用ヘリコプター離着陸場の整備等を推進します。

また、各防災関係機関、ボランティア組織、隣接する静岡県や他市町村等の総合的な救助・救援体制をさらに強化し、防災体制の確立を図ります。

### ②防災意識の高揚

地域防災計画の周知、防災マップの作成、防災リーダーの育成などを通じ、町民の防災意識の高揚や防災知識の普及を図るとともに、自主防災組織の強化、

防災訓練の充実を進めていきます。

## (5) 主要事業

- 公共施設（公民館、集会所等）の耐震改修
- 一般木造住宅の耐震化事業の推進
- 防災施設、資機材等の充実
- 避難場所の整備と町民への周知
- 災害時における高齢者世帯や独居老人世帯等の安全確認及び搬送体制等の確立
- 災害時の通信体制の整備確立（防災行政無線の整備、災害時の連絡網の確認の徹底）
- 携帯電話通信の全町的確保
- 東海地震の防災体制の整備
- 緊急用ヘリコプター離着陸場の整備
- 地域防災計画による防災意識の高揚
- 個人住宅耐震診断への補助
- 資器材、食料の備蓄推進
- 自主防災組織、防災訓練の充実
- 防災リーダーの育成
- 防災マップの作成と周知
- 防災計画及び各種マニュアルの充実



自主防災会による図上訓練

## 2. 消防・救急

### (1) 現状と課題

本町の消防体制は、常備消防として町内に立地している峡南広域行政組合消防本部・中部消防署南分署と、非常備消防としての町消防団により構成され、両者は連携し活動を行っています。

町消防団は2分団22部で結成されていますが、近年、若者の町外への流出と人口減少などにより、団員の確保が難しくなってきているうえ、団員の多くが町外で就業しており、昼間時の火災発生の場合に迅速かつ十分な消火活動ができるかなど、消防団組織の再編等が課題になっています。今後、団員が入団しやすく、かつ活動しやすい環境を整え、新入団員・再入団の確保対策を促進しなければなりません。そのためには、消防団と事業所との協力体制を強化することが必要で、事業所が消防団への協力を社会貢献の一助として、PRできるように「消防団協力事業所表示制度」の導入を考慮しなければなりません。また、消防団員が「地域のために活動をしている、貢献している」という使命感と責任感を誇りと魅力に思える地域と組織作りに積極的に取り組まなければなりません。

一方で、団員の資質向上を図るため、各種研修会等への積極的参加や階級ごとの基礎訓練の習得に努め、町民の生命、身体及び財産を守ることを第一義とし、災害への防備を優先に考えた消防体制の強化を図り、災害の多様化に対応できるよう、年々資器材等の整備充実に取り組み、その切迫性が懸念される東海地震をはじめ、様々な災害に迅速に対処できる体制づくりに努めるとともに、消防団の活性化を図ることが必要です。

消防自動車や拠点施設など、消防施設整備は進んできていますが、今後も引き続き実施していかなければなりません。また、消防水利に関しては、耐震性貯水槽等の設置促進、消防団活動の安全確保対策と、装備の充実は欠かすことができません。

救急体制については、峡南広域行政組合消防本部・中部消防署南分署が救命救急士を配置し、常時出動できる体制を敷いています。総合病院や救命救急病院が町内や近隣にはないため、隣県の富士宮市立病院など静岡県側を含めた広域的な連携により、患者を遠隔地の医療機関に搬送しています。反面、その搬送には時間がかかるため、町民の間にはその不安感も出ています。そのためにも一次診療の充実とともに、防災ヘリやドクターへリとの連携など、救急救助体制の充実と広域的な連携による受け入れ医療機関の促進が求められます。また、誰もがAED（自動体外式除細動器）を迅速に活用できることが重要であり、その対応への充実を図ることが必要です。

## **(2) 住民ニーズ／意識**

- 地震防災訓練の充実強化
- 消防用施設や緊急時用ヘリポートの整備充実

## **(3) 基本方針**

町民の安全や安心の確保のため、消防体制の充実や地域に適応した機能的な消防施設の整備、救急搬送体制を充実しなければなりません。

## **(4) 施策の方向**

### **①消防体制の充実**

峡南広域行政組合消防本部と連携し、迅速かつ適切な消防活動を行います。また、被雇用者の消防団員が活動しやすい体制を促進するために、消防団協力事業所制度の導入と消防団員の確保を図りながら、消防団の再編を検討しています。

火災予防運動や各種訓練など、女性・子ども・高齢者等への消防・防災教育を充実させ、防火意識の醸成、浸透を図っていきます。

### **②消防施設の整備**

地域に適応した機能的な消防自動車、拠点施設、無線・資器材等の消防施設整備を進めています。また、耐震性貯水槽や消火栓などの設置や取替え、自然水利の確保と利用など消防水利の充実を図ります。

急峻な山々に囲まれた本町の山林火災等への災害特性も考慮し、消防団員の安全確保に配慮した装備の充実を図ります。

### **③救急搬送体制の充実**

峡南広域行政組合消防本部と連携し、救急患者搬送体制の充実を図るとともに、救命講習会の実施やAED（自動体外除細動器）の啓発に努めます。

## **(5) 主要事業**

- 峡南広域行政組合消防本部と連携した迅速かつ適切な消防活動の推進
- 消防団員の確保、消防団協力事業所制度の制度化
- 消防団活動のPR
- 火災予防運動の充実
- 女性・子ども・高齢者への消防教育の充実
- 地域に適応した機能的な消防自動車、拠点施設、無線等の整備と充実
- 耐震性貯水槽、消火栓、自然水利等消防水利の充実
- 峡南広域行政組合消防本部と連携した救急患者搬送体制の充実
- 救急救命士の育成への協力

- 普通救命講習会の実施
- AED（自動体外式除細動器）の普及啓発・受講者の促進
- 消防活動等マニュアルの充実



AED訓練

## 第4節 防犯・交通安全対策の充実

### 1. 防犯・交通安全

#### (1) 現状と課題

全国的に犯罪の凶悪化、低年齢化、スピード化などが進展している上、外国人犯罪も急増しています。経済の発展とともに、社会や各家庭に物資が豊富になり、何一つ不自由なく暮らせるようになった今日ですが、犯罪は社会の発展に逆行するかのように後を絶ちません。山梨県における平成25年の刑法犯認知件数は、7,461件と前年比で473件(6%)の減少となり、刑法犯認知件数のピークであった平成14年の15,245件と比較すると半数以下となり、長期的には減少傾向にあります。この要因は、従来の警察のみによる対策ではなく、警察と自治体、自主防犯ボランティア、町民、関係団体等が連携した犯罪抑止対策が奏功したものと考えられます。本町では、事例として犯罪安全度、窃盗全体安全度、侵入窃盗安全度、自動車・オートバイ窃盗安全度、車上ねらい・部品ねらい安全度など犯罪被害にあう危険性が低く安全な町といえます。しかし、今後は、情報化の進展や交通網の整備を背景に、模倣犯罪の増加や高齢者を狙った詐欺など犯罪の広域化と巧妙化が懸念され、安心して暮らせる居住環境維持に向けて各地域において連携を深めながら、積極的な犯罪抑止対策や活動を続けていく必要があります。

交通事故のない社会を達成することが究極の目標であるわけですが、一朝一夕にこの目標を達成することは困難です。県下における交通事故発生状況は、発生件数と負傷者数は減少傾向で推移しているものの、憂慮すべき状況です。本県は、高齢化率の進行が全国平均を上回り、交通死亡事故に占める高齢者の被害の割合も高い状況となっています。高齢者の特性を踏まえた安全運転の推進や、効果的な交通安全の普及啓発を早急に進めるため、高齢者対策を幾重にも実施しながら高齢者の交通死亡事故防止の徹底に努めるとともに、一人ひとりの交通安全意識の一層の醸成を図らなければなりません。人命尊重の基本理念に基づき、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、その参画と協働により悲惨な交通事故の発生を防止し、「安全・安心に暮らせる町づくり」を目指します。

#### (2) 住民ニーズ／意識

- ガードレールやカーブミラーなど道路安全施設の整備
- 公共交通機関の整備充実
- 防犯・交通安全対策の充実

### **(3) 基本方針**

町民が安全で安心して暮らすことができるよう、警察署など関係機関との連携を密にし、町民の防犯意識の改革と防犯教育など防犯体制の強化を図るとともに、町民が一体となり防犯活動に取り組み、安心・安全な町づくりを目指します。

町民の交通事故を防止するため、交通安全運動による意識の高揚を図り、交通指導の強化と交通安全設備の点検・整備を推進します。また、各世代に応じた交通安全教育により、町民の交通安全確保を図っていきます。

### **(4) 施策の方向**

#### **①防犯意識の改革**

巧妙な手口による詐欺や多岐にわたる凶悪な犯罪から身を守れるよう、広報やFM告知放送等を通じ、町民の防犯意識の高揚とその強化に努めます。また、生活安全条例に基づき、地域安全意識の高揚を図ります。

警察署などの関係機関、防犯連絡所協会などと連携し、子どもたちに対する「みんなの 110 番の家」の再認識の徹底や、防犯教育の推進を実施していきます。

#### **②防犯施設の充実**

町民からの防犯灯設置要望等に基づいた設備の充実を図ります。

#### **③交通安全施設の整備**

カーブミラーなどの設置要望に基づき、ドライバーや高齢者・子どもなどの交通弱者等に配慮した交通安全施設の整備を図ります。

#### **④交通安全の啓発**

高齢者、子どもなどに対する地域行事や、保育所・幼稚園・小中学校などの交通教室を実施していきます。

警察署など関係機関と連携し、街頭指導所の開設を通じ交通安全の啓発や交通マナーの向上を図ります。

交通事故被害者や家族の救済対策として、交通災害共済への加入促進を図ります。

道路交通の円滑化や安全性の確保を図るために、地域の実情に即した交通規制を関係機関と連携し、交通秩序の維持に努めます。

### **(5) 主要事業**

- 広報等による防犯意識の改革
- 生活安全条例に基づく地域安全意識の高揚
- 地域や関係機関との連携

- 子どもたちへの防犯教育の実施・保護者会等の強化などによる防犯教育の実施
- 防犯灯の設置と適正な維持、管理
- 交通弱者等に配慮した交通安全施設の整備
- 高齢者、子どもへの交通安全教育と交通死亡事故防止
- 関係機関と連携した交通安全の啓発、交通マナーの向上
- 自転車の安全（適正）利用の推進
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 早めのライト点灯・上向きライト活用の徹底と反射材使用の推進
- 飲酒運転の根絶
- 交通災害共済への加入促進

## 第5節 消費生活の安全対策強化

### 1. 消費生活

#### (1) 現状と課題

高度情報通信社会や技術改革・規制緩和・国際化等の進展により、新たな商品や役務の提供など、消費生活の質や豊かさの向上にプラスとなる面が増える一方で、取引方法が複雑化・多様化し、関連する知識や情報の専門性・高度化などが進み、消費者と事業者間における情報の格差はますます拡大する中、消費者の知識・経験不足につけ込み判断力が十分ではない若年層や高齢者・障害者などを狙う悪質商法も社会問題化しています。

このため、町民に対する情報提供の強化と消費者教育の充実が必要になっていきます。

#### (2) 住民ニーズ／意識

町が力を入れるべき対策：

- 悪質商法に関する情報提供と相談体制の充実

#### (3) 基本方針

安心・安全な消費生活を送れるよう、関係機関と連携し、町民に対する啓発活動を強化するとともに、相談体制・意識啓発を充実していきます。

#### (4) 施策の方向

##### ①消費生活に関する啓発活動の強化

広報・ホームページ・FM 告知放送・組長配布等を通じ、賢い消費者になるための消費生活情報を提供していきます。また、啓発活動・各種講座を用いた意識啓発を図ります。

##### ②消費者相談体制の充実と関係機関との連携

町、消費生活センター、警察署等の相談窓口を積極的に活用していただくよう周知し、町民への最新の情報提供の充実、また消費者の保護を図ります。

#### (5) 主要事業

- FM 告知放送・広報等による悪質商法に対する注意喚起
- いきいき大学・公民館等での出前講座による啓発
- 消費生活研究会・相談員との連携による啓発・相談業務の充実
- 関係機関との連携による情報提供等の強化

## 第6節 地域情報化の推進

### 1. 地域情報化

#### (1) 現状と課題

情報化社会の進歩によって、私たちの生活環境はめまぐるしく変化してきました。今日の豊かな社会を歴史的な変遷のなかで見てみると、「農業の時代」から「工業の時代」へ、そして「情報・知識の時代」といった大きな社会の変化が見えてきます。

一日の生活の中でも無意識のうちに何度も情報システムに触っています。例えば、携帯電話でメールの送受信をする、電車の自動改札を使う、銀行 ATM（自動支払い機）で預金を下ろしたり現金を振り込んだりする、カードで支払いをする、インターネットで買い物をする、その他にも生活のあらゆるシーンで情報システムを活用しています。このような「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」情報にアクセスする事が日常生活の隅々まで普及し、簡単に利用できる社会に変わってきました。今日の高度情報化社会が、さらに高度な方向へと進化し続けています。

本町の情報システムは、NTT回線の空き回線を利用したオフトーク通信による告知放送でしたが、平成21年3月から「南部町情報通信基盤施設整備事業」に取り組み、平成24年3月、町内全域に光ファイバ網を敷設しました。これにより、都市部との情報格差が解消され、町民への情報伝達環境が整いました。

この結果、各家庭の告知端末から、音声による防災情報や行政からの情報の受信が可能になりました。さらに国・消防庁が整備した「全国瞬時警報システム」(J-ALERT「Jアラート」)とも連携していますので、町民に緊急情報を瞬時に伝達することができるようになっています。

なお、町内全域に敷設してある光ファイバ網は、そのほとんどが東京電力柱あるいはNTT柱に共架されているため、今後は電柱の老朽化等に伴う建て替えが随時発生していくことが予測され、これらの工事費用は、契約上補償対象とならないため費用面で課題となります。

#### (2) 住民ニーズ／意識

- ICT（情報通信技術）を活用した教育の充実
- IT活用について学習機会を増やす
- ITを活用した事業者の育成や誘致
- 積極的な情報発信

#### (3) 基本方針

高速で大容量の情報通信が可能な光ファイバ網の敷設が完了し、産業の発展・定住促進・企業誘致等、住みよい町づくりに向け、時代に沿った施策を進めています。

#### **(4) 施策の方向**

##### **①光ファイバ網を活用した町内情報一元化の推進**

町内全域へ光ファイバ網を敷設し、告知端末を通じて情報を配信しています。

現在は音声のみの情報ですが、将来は映像を用いて役場からの情報発信等について検討するとともに、企業誘致に向けた環境づくりも進めています。

また、昨今の急激な情報化技術の革新に伴い、住民ニーズの変化も予測されるため、南部町に合った地域情報化施策を隨時検討していきます。

#### **(5) 主要事業**

□町内全域へ敷設した光ファイバ網の活用

□ホームページの充実



## 第5章

### 郷土愛を持つ人づくり

# 第1節 地域に根差した教育・学習活動の推進

## 1. 学校教育

### (1) 現状と課題

本町には、現在小学校が4校、中学校が1校あり、それぞれ地域に根ざした特色ある教育が展開されています。生きる力を育むことを目指し、基礎的・基本的な知識及び技能を定着させ、これらを活用して主体的に学習に取り組む姿勢を養い、個性を生かす教育の充実に努めています。また、集団の一員としての基礎的な生活習慣やより良い人間関係の育成に努めるとともに、自然を大切にし、地域に学び、地域を愛し、伝統と文化を尊重する態度の養成や、健康で安全な生活を送ることができる心身ともに健康でたくましい子どもの育成にも努めています。また、国際理解教育を推進し英語によるコミュニケーション能力の基礎も養っています。

学校施設の整備については、今後とも必要に応じて校舎内外を改修し、教職員及び児童生徒用パソコンの更新・整備等を推進していきます。

過疎化や少子化による児童生徒数の減少が予想され、複式学級編制を回避するための取り組みや通学手段への配慮、小学校の適正規模や通学区の検討なども課題となります。

#### ■児童生徒数の推移

	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年
小学校(人)	345	315	300	282	270	257	246
中学校(人)	189	194	199	195	182	163	150

資料出所：「教育統計調査結果報告」山梨県統計調査課

現在、町内には私立幼稚園が1つあり、時代に対応した教育を実施しています。学校教育の前段階として幼児期の教育は重要であり、今後とも家庭・地域・行政が互いに協力しながら、幼児期の子どもたちを健康で情操豊かに育てるための環境づくりの整備が必要となっています。

### (2) 住民ニーズ／意識

- 社会生活のルールを身につけ命の大切さを考えさせる教育
- 生きる力が育つ学習の充実
- 個性や才能を伸ばす教育
- 英語など国際化に対応する教育

- 環境教育や福祉活動参加など地域の人たちとの交流の場の充実
- 縦割りのグループ活動等を通じて子ども同士のつながりを深める教育
- ICT（情報通信技術）を活用した教育の充実

### **(3) 基本方針**

自然・歴史・文化等の地域の特性を生かしながら、特色ある教育活動を展開し、学力の向上や豊かな心とたくましい体づくりをめざすとともに、伝統と文化を尊重しふるさとに誇りと愛着をもつことのできる子どもの育成に努めます。

心身ともに健康な子どもを育むため、スポーツの振興や心の教室相談員の活用を進めるとともに、学校図書館の充実、安心で安全な学校給食の提供など教育環境の整備を推進します。また、少子化や学校選択自由化の流れの中で、小学校の適正規模や通学区の見直しなどを保護者や地域の人々の意見を交えながら検討していきます。

### **(4) 施策の方向**

#### **①教育環境の整備**

学校教育においては、一人ひとりに「確かな学力」、「豊かな心」や「健やかな体」をバランスよく育むとともに、将来の夢や希望の実現に向けて根気強く取り組み、学習意欲を高めるなどの「生きる力」を育成することが求められています。子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばし、社会で発揮できるよう質の高い、魅力あふれる教育を推進します。

また、学校教育における情報化を進め、情報活用能力を育成するため ICT 環境の整備を推進します。

教育支援活動として教育支援センターを充実させ、児童生徒及び保護者の就学や家庭環境等の不安や悩みに対処し、不登校児童生徒の学校復帰を支援するなど、教育相談体制の充実を図ります。また、心身の発達に障害のある子どもの早期対応に努め、適切な教育相談及び就学指導を実現するための組織的、効果的な支援体制づくりを推進します。

児童生徒数の減少が続くことが予想される中、良好な教育環境の維持・向上をはかるため、学校規模の適正化について、検討を進めます。

また、児童生徒が登下校時において事故や犯罪に巻き込まれることがないよう、スクールガードリーダーなどと連携しながら安全確保につとめます。

学校給食では、子どもたちの健康の増進や体力向上等を踏まえ、地場産物の積極的な活用などにより、安全でバランスのよい給食を提供します。

#### **②教育内容の充実**

学力の向上はもとより、児童・生徒の個性や能力を伸長し、豊かな人間性を

もつ子どもを育てるため、地域資源などを活用しながら、教育内容の充実、多様化に努めます。それぞれの発達段階に応じて、基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、命の大切さや人権を尊重する心、自然を愛する心、郷土を愛する心を養います。また、食育と併せて、心と体の教育を推進します。

### ③ふるさと教育の推進

自然・歴史・文化等の郷土学習によってふるさとに対する認識を高めるだけでなく、地域の人々とのふれあいや地域に出かけて行う自然体験、社会体験、職場体験等を通じて、ふるさとへの愛着と誇りを養うとともに、地域社会の一員としての自覚を身につけた心豊かな人間性・社会性を持つ子どもを育む教育を推進します。

### ④幼児教育の推進

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、この時期の子どもたちの健やかな心身の成長を支えるため、幼児教育の充実を図ります。また、小学校との円滑な接続を目指し、家庭、保育園・幼稚園と連携しながらよりよい教育環境の整備に努めます。

## (5) 主要事業

- 教育支援センターの推進
- パソコン整備
- スクールバスの更新
- 心の教室相談員制度の継続実施
- 要保護・準要保護児童生徒就学援助事業の継続
- 特別支援教育就学奨励事業の継続
- 通学区の見直し、適正規模の検討
- 通学路の整備
- 防犯を兼ねた校庭の整備
- 夜間照明の整備
- 給食車の更新
- 基礎基本の定着と時代に即した教育の推進
- 体験学習の推進
- ALT の招致事業の継続
- 学校図書館の充実
- ふるさと教育の推進
- 学校間交流の推進
- 幼稚園就園奨励費補助事業の継続

## 2. 生涯学習

### (1) 現状と課題

本町では、公民館や図書館などを中心に各種教室、講座、講演会等を開催しています。少子高齢化社会が進むなかで、健康で有意義な生活を送ることができるよう、町民の多様なニーズを十分把握し、生きがいづくりや自己研鑽などのための多彩な場の提供や各種グループの支援を行うことが必要です。また、生涯学習の活動拠点として、公民館や図書館などの施設の整備や充実を図るとともに、少子高齢化に伴う公民館組織及び運営面での見直し、町内の老朽化した施設の見直しなども大きな課題となっています。

### (2) 住民ニーズ／意識

- 町づくりにつながる学習機会の充実
- 芸術文化に触れる機会の提供
- 図書館・美術館の充実
- I T活用に関する講座の開設
- 町民が講師となり町民が学ぶ講座の実施
- 生涯学習の指導者の育成、確保、派遣
- 団体やサークル活動への支援
- 地域に根ざした公民館活動の充実

### (3) 基本方針

一生涯にわたる生涯学習を進める上で、町のコアとなる公民館や図書館など拠点施設の整備充実、地域でのコアとなる地区公民館や地域集会施設等の整備を図るとともに、町民のニーズに沿った、各種教室、講演会、講座等の開催など学習機会の拡充と内容の充実を推進し、自主団体の育成・支援に努めます。

### (4) 施策の方向

#### ①生涯学習のための環境整備

生涯学習の拠点として、中央公民館、地区公民館や地域集会施設等の整備を図ります。

#### ②生涯学習内容の充実

町民のニーズに合った多彩な教室、講座、講演会を開催し、内容の充実に努めます。特に子どもからお年寄りまでの各年代別に応じたテーマを設定することによって、学習意欲を促進します。また、生涯学習に関わる自主活動グループの育成や活動支援を積極的に行います。

### ③図書館の充実

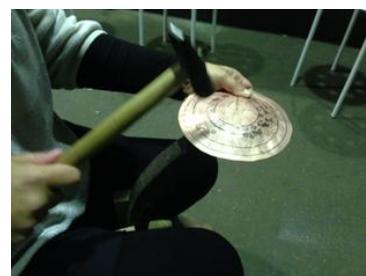
生涯学習の拠点のひとつである図書館においては、町民の必要とする情報を入手しやすい環境を整備するため、ITによる蔵書検索システムを活用して、町外や県立図書館とのネットワークで蔵書の確認ができるようシステムの更新、施設の整備や管理運営の効率化を推進します。また、図書館ボランティア等の育成に努め、母子などを対象にしたお話しや映画上映会、各種教室を開催します。なお、子ども達の調べ学習に対応するため、学校図書館司書との連携を図ります。

## (5) 主要事業

- 老朽化施設の見直し
- 地区公民館や地域集会施設などの修理・改修等へ補助
- 地区公民館や地域集会施設などの耐震補強と大規模改造へ補助
- 成人教室の充実（生涯学習セミナー）
- 高齢者教室の充実（なんぶいきいき大学）
- 子育て学級との連携
- 中央公民館の各種講座・教室等の充実
- 地区公民館活動への支援
- 生涯学習自主活動グループの育成
- 蔵書の充実
- 図書館ボランティアの育成



子ども科学教室



金属加工教室

### 3. 生涯スポーツ・レクリエーション活動

#### (1) 現状と課題

ライフスタイルの変化や健康志向の高まりなどを背景に、身近な場所において、気軽にスポーツができる環境づくりが求められる一方で、地域におけるスポーツ活動が衰退傾向にあるのが現状です。

このような状況の中で、誰もが心身の健康増進を図り、生涯にわたってスポーツやレクリエーションに取り組むことができるよう、年齢やライフステージ（各人の自発的な興味・関心・適性等）に応じたスポーツ教室や大会の充実と施設の整備を図ることによって、いつでも、どこでも、気軽にスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に努めます。

また、総合型地域スポーツ活動を促進するため、指導者の養成・確保・活用や施設の充実、活動の機会の場の提供等の環境整備を行います。

#### (2) 住民ニーズ／意識

- 地域におけるスポーツ活動の充実
- スポーツ施設の整備・維持管理
- ライフステージに応じた生涯スポーツ活動の推進
- スポーツ教室・体育祭などのスポーツイベント活動の充実
- スポーツ活動による健康づくり事業の振興

#### (3) 基本方針

「スマイルなんぶ」～健康・長寿、日本一を目指して～をスローガンにして健康で活力ある生活を送れるよう、幼児期から高齢者までのライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション活動を推進・支援します。

各種スポーツ教室の開催、多様なスポーツ・レクリエーション活動を充実させ、町民一人1スポーツ推進や子どものスポーツ機会の充実に努めます。

また、アルカディア南部総合公園など施設を充実するとともに、ウォーキング・ジョギングコースなどを設定し、気軽に親しむことのできるスポーツの定着化を推進します。

#### (4) 施策の方向

##### ①施設・設備の充実

アルカディア南部総合公園などの施設や設備の充実を図ります。老朽化する体育施設については、改修整備を行い、利用者の安全確保に努めます。

また、施設の概要や利用状況などの情報提供や予約システムを構築し、利用

の促進を図ります。

### ②生涯スポーツの充実

スポーツ活動に対する町民のニーズは多様化しており、生涯スポーツ活動への参加を促すため、それぞれの年齢、志向、体力に合った身近で親しめるスポーツ教室やスポーツイベント・レクリエーション行事をこれまで以上に充実し、スポーツ活動が健康づくりに繋がることも視野に入れて、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」気軽にスポーツや運動を楽しむことができる環境整備を図ります。

### ③スポーツ活動支援体制の強化

町民の日常的なスポーツ活動を支援する役割を担う、体育協会やスポーツ少年団などの各種団体については、様々な分野でスポーツ指導者を中心に主体的にスポーツ活動を行っています。しかし、地域スポーツを牽引してきた指導者の高齢化に伴い、世代交代が必要であることから、幅広くスポーツ指導者を養成する仕組みを構築する必要があります。

多様化する町民のニーズに対応するための各種スポーツ・レクリエーションの指導者の養成と指導力の向上を図ります。

## (5) 主要事業

- 老朽化している体育施設の改修
- ウォーキング・ジョギングコースの設定
- 施設の予約状況・予約に関するシステムの構築
- 総合型地域スポーツの推進
- 町民一人1スポーツの推進
- 子どものスポーツ機会の充実
- 誰でも気軽にできる「ラジオ体操」、「ウォーキング」等の推進
- 「チャレンジデー」の推進
- ライフステージに合ったスポーツ教室やスポーツイベントの開催
- 各種スポーツ指導者の養成と指導力の向上
- 体育協会の活性化と振興
- スポーツ推進委員との連携・協働の強化

## 4. 青少年

### (1) 現状と課題

近年、高度情報化、少子化、核家族化などにより、直接的な人間関係の構築に苦手意識を持っている青少年が増え、人とのかかわりや思いやりが希薄になり、地域社会の構成員としての帰属意識や連帯感が薄れています。その結果、不登校やひきこもりなどが社会問題となっています。特に、核家族化が進行する現在、個としての家庭ではその役割の発揮には限界があり、地域で支えあって、青少年の育成や社会問題の解決に取り組まなければなりません。就労面においては、勤労観・職業観が身についていない青少年が増えており、フリーターやニート<sup>8</sup>などの社会問題が深刻化しています。

本町は自然環境に恵まれ、社会環境も良好な地域ですが、近年の青少年の行動範囲は拡大化・広域化しており、都市部の一部にある悪い環境に影響されるケースも否めません。青少年が健やかに育つ環境を整備するため、より安全で安心な地域をつくっていくことが必要です。

### (2) 住民ニーズ／意識

- 家庭や地域が連携し、地域に根ざした自然体験や社会活動の機会の充実
- 青少年対策と地域リーダーの育成
- 昔から伝わる伝統や風習を伝えていく3世代交流事業の推進

### (3) 基本方針

少子化等により運営が難しくなってきてている町民会議や育成会などの育成組織の再構築を図り、青少年リーダーの育成とともに、青少年の地域社会への参加を促進し、多くの人と関わる中で社会性を身につけられる受け皿づくりに努め、家庭、学校、地域、行政関係機関の連携による相談や指導体制を強化充実します。

また、幼児期の育児支援をするためにファミリーサポートセンター<sup>9</sup>の設置を推進します。

---

<sup>8</sup> フリーターやニート

フリーターとは、学生や主婦を除く15～34歳までのうち、パート・アルバイトとして働いている人、またはパート・アルバイトとして働く意志のある人をいいます。

また、ニート(NEET: Not in Education, Employment or Trainingの略)とは、就学や就職、職業訓練のいずれの活動も行っていない若者を指します。

<sup>9</sup> ファミリーサポートセンター

本編第3章第3節「児童福祉」の項参照(P87)

## **(4) 施策の方向**

### **①社会参加の促進**

町内の青少年団体と連携しながら、青少年の地域活動への参加を促進します。また、歴史文化など郷土について学ぶ青少年教室等の開催や積極的に社会活動に参加できる受け皿づくりに努めます。また、児童交流事業を促進し、ふるさと及び他の地域の歴史・文化・自然について学習することにより、子どもたちが社会参加の意義を学ぶ機会を提供します。

### **②相談、指導体制の充実**

町民会議、育成会等の活性化を図り、家庭、学校、地域、行政関係機関と連携しながら非行防止対策を進め、相談指導体制の充実を図ります。また、ファミリーサポートセンターの設置を推進します。

## **(5) 主要事業**

- お茶摘み、田植え、たけのこ掘り体験の実施
- 山林や農作物などの地域資源を活用した職業体験
- 青少年育成関係団体の充実・見直し
- 児童交流事業の促進
- 地域活動への参加促進
- 相談・指導体制の充実
- 家庭教育の支援
- ファミリーサポートセンターの設置の推進

## 第2節 新たな社会規範の構築

### 1. 男女共同参画社会

#### (1) 現状と課題

少子高齢化や社会経済が成熟し社会情勢が変化する中で、男女が共に社会の構成員としてあらゆる分野に参画しその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を構築することが早急の課題となっています。現代の若い世代では男女共同参画社会という言葉を知らなくても、自然と行動に表れているように思います。本町でも平成16年7月に「第一次南部町ヒューマンプラン」を策定、平成17年3月には「南部町男女共同参画推進条例」を制定、また平成25年10月には「第二次南部町ヒューマンプラン」を策定しました。

男女共同参画のための意識の高揚や平等教育の推進、子育てへの社会的支援体制の充実、政策・方針決定の場や地域への女性の参画の推進、社会参画のための労働条件づくりや環境の整備などをうたっています。今後、このプランに基づき、男女平等社会実現のため、各種取り組みを積極的に推進することが求められています。

#### (2) 住民ニーズ／意識

- 男女が働く環境づくり
- 家事・育児等の夫婦協力
- 介護環境の整備
- 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）
- 家庭での情報共有（コミュニケーション）
- 育児環境の整備

#### (3) 基本方針

「南部町ヒューマンプラン」に基づき、男女共同参画社会の実現を目指します。

#### (4) 施策の方向

##### ①女性の社会参画の促進

女性の社会参画を促し社会環境を整備するため、男女平等意識の啓発、各種行政委員への女性の登用、学習機会の充実など積極的に推進します。

#### (5) 主要事業

- 南部町ヒューマンプランの着実な推進とその検証

- パンフレット作成など啓発活動の推進
- 男女平等教育の推進
- 男女共同参画社会に関する学習機会の充実
- 各種行政委員への女性の積極的な登用
- 行政管理職への女性の積極的な登用

## 第3節 地域文化の継承、創造

### 1. 文化、芸術

#### (1) 現状と課題

町民は、優れた芸術文化に触れる機会の提供を求めていきます。そこで、本町では平成16年12月に開館した「南部町文化ホール」を文化・芸術活動の拠点として、各種コンサート、落語、講演、映画などの鑑賞の場として活用しています。また、町内の文化活動は、文化協会を中心に地区公民館や集会施設などを拠点として行われています。しかし、発表機会の不足、新規加入者がなく会員の高齢化などが課題となっています。一方、町外施設で開催される芸術鑑賞には、バスの送迎を実施し、優れた芸術文化に触れる機会の提供を図っています。今後も町民ニーズに応える努力が必要です。

本町には、明治時代に県内でも先駆けで建学され、多くの人材を輩出した私塾「蒙軒学舎」の伝統、南部町出身で現代水墨画の創始者ともいえる近藤浩一路の作品など多くの文化財産があります。また、地域の伝統文化としては、南部の火祭り、内船歌舞伎、徳間相撲甚句、各神社の祭りや地区の神楽など地域に根ざした伝統文化があり、地域の人々によって大切に伝承されています。しかし、地域の過疎化や担い手の高齢化など人材不足が生じ、伝承を伝えるべき人材の育成や活動を支える環境の整備が課題となっています。また、本町の自然や人情に惹かれ、都会から移り住んできた芸術家との交流を進め、新たな文化の創造の可能性を探っていくことも必要です。

#### (2) 住民ニーズ／意識

- 芸術文化に触れる機会の提供
- 団体やサークルへの支援の充実
- 町民の多様な文化活動の発表や交流の場の提供

#### (3) 基本方針

優れた文化や芸術に触れる機会の提供に努め、町内の文化芸術の進展を図ります。また、地域の伝統文化を振興し、後継者育成を推進します。

## (4) 施策の方向

### ①文化・芸術活動の振興

文化や芸術に触れる機会を身近で確保するため、南部町文化ホールなどでのコンサート、鑑賞会などの開催や芸術鑑賞バスの運行等により、一層の文化芸術に触れる機会を確保します。

美術館においては、作品収集や企画展の開催などにより充実を図ります。

本町の文化活動は文化協会を中心に推進されていることから、その自主的な活動を支援し組織の活性化を図ります。

また、町内に移り住んだ芸術家との交流の場を広めます。

### ②地域文化の継承

地域に根ざした伝統文化を次代に引き継ぐため、活動の支援を行います。また、小中学校でのふるさと教育や若い世代への情報の発信により、伝統文化についての理解を深めながら後継者の育成に努めます。

## (5) 主要事業

- 住民ニーズを把握した南部町文化ホールの利用推進
- 芸術鑑賞バスの運行
- 町立美術館の充実（近藤浩一路の作品収集、企画展の開催など）
- アルカディア文化館の修理・改修
- 映画鑑賞会・ピアノコンサートなどの開催
- 文化協会の活動支援
- 文化協会の統合に向けた支援
- 町内芸術家との交流の場の確保
- 郷土愛を育むふるさと教育の推進



文化活動発表・交流

## 2. 文化財、郷土芸能

### (1) 現状と課題

本町には、国の重要文化財が1点、県指定文化財が18点、町指定文化財が49点存在し、文化財の宝庫となっています。国の重要文化財に指定されている宋の時代の唐様式建築である最恩寺の仏殿、県の文化財に指定されている円山応挙筆による円蔵院旧客殿襖絵八幅、また、町の指定文化財である天神堂遺跡や本町が南部氏発祥の地であることを今に伝える南部氏館跡など、他の地域に誇れる数々の文化財が存在しております。これら先人から引き継いだ文化財の保護と活用に努め、その周知と価値を伝えながら文化財愛護の気持ちを涵養していくことが必要となっています。中でも、無形文化財である伝統芸能は、後継者の育成が喫緊の課題となっています。また、各集落の歴史的移り変わりの写真等の資料収集や天神堂遺跡をはじめとして、富士川流域の中でも豊富な遺跡群など、これまで発掘した埋蔵物や町の歴史を後世に伝える貴重な郷土資料の収納保管場所の確保、開発と文化財保護の調整作業などが課題となっています。

#### ■南部町の文化財

区分	有形文化財							記念物		民俗文化財	計
	建造物	彫刻	工芸品	絵画	書跡	歴史資料	考古資料	史跡	天然記念物		
国指定（重文）	1										1
県指定		2	2	4	1		1	1	6	1	18
町指定	3	2	2	1	6	1		6	22	6	49

資料出所：南部町教育委員会

### (2) 住民ニーズ／意識

- 自然や歴史資源を活かした観光の推進
- 歴史や伝統文化を後世に伝える指導者の養成
- 文化財の保存と活用の推進

### (3) 基本方針

町民の文化財に対する周知と意識を高めながら、先人から引き継いだ文化財の保護と活用を図り、町民共有の財産である文化財を次世代に引き継ぐよう努めます。

## (4) 施策の方向

### ①文化財の保存・継承

文化財マップの作成、文化財案内板・説明版等の作成など文化財の周知と愛護の精神の高揚を図りながら保護に努めるとともに、埋蔵物や郷土資料の保管方法について検討します。また、新たな文化財の掘り起こしも文化財保護審議委員会に諮りながら進めています。無形文化財である伝統芸能は保存活動を支援しながら、後継者の育成に努めます。

### ②観光資源としての活用

特色ある本町の文化財について、観光資源としての活用を検討していきます。

## (5) 主要事業

- 文化財冊子・文化財マップの作成
- 文化財案内板・説明版・標柱の設置
- 文化財教室の開催
- 民俗資料などの保存と活用
- 文化財保護事業の推進
- 伝統芸能の伝承と後継者の育成
- 観光資源としての活用促進



山梨県指定無形文化財「内船歌舞伎」

## 第4節 地域情報の発信、交流促進

### 1. 交 流

#### (1) 現状と課題

経済のグローバル化、情報通信技術の発達等により、急速な国際化が進行しています。本町には、他地域にはない雄大な自然、心落ち着く農村風景、人情味あふれる人柄など、外国や都会では経験することのできない良さに加え、火祭りやたけのこ祭りなど、特色あるイベントもあります。また、静岡県近郊都市に近いことから、この環境を求めて移り住む都市住民もいます。こういった本町の良さを都会に情報発信し、これを契機とした都市住民との交流を通じて、地域の活性化を図っていくことが必要です。

本町は現在、海外の都市と姉妹都市の締結はしていませんが、町づくりにおいては、国際的な視野や知識が求められています。今後は、さまざまな分野において国際化に対応できる人材の育成や、町民が参加しやすい民間レベルでの国際交流の促進が必要といえます。

地域間交流は、東北地方の南部氏ゆかりの自治体との交流事業が行われ、相互訪問による歴史・文化・経済・自然などの学習や紹介といった交流を展開しています。特に児童交流は、子どもたちがふるさとの良さを認識し、郷土愛を育み、また人格形成にも資しているといえます。一方、町民の経済圏となっている周辺市町村との様々な交流も進行していますが、今後、町民のニーズに基づいた、文化交流、スポーツ交流、産業交流など様々な交流事業の展開が求められています。

#### (2) 住民ニーズ／意識

- 農地貸し付けなどによる都市住民との交流事業
- 自然や歴史資源を活用した観光事業
- 祭り行事などのイベント活動
- ＩＴを活用した情報発信

#### (3) 基本方針

ホームページ等で地域情報を発信し、都市住民との交流を進め、交流による地域の活力を育んでいきます。また、国際交流や地域間交流を通して広い視野で物事を捉え、ふるさとの良さを再認識できる活動を推進していきます。

## **(4) 施策の方向**

### **①地域情報の発信**

ホームページ等による地域情報の発信を行い、都市住民との交流を促進します。

### **②国際交流の促進**

国際感覚を持った人材の育成に努め、国際化に対応した町づくりを推進します。また、国際化の醸成を図るため、学校教育や生涯学習活動等による、学習機会の充実を図り町民の国際理解を促進します。

### **③地域間交流の促進**

交流町村との交流事業や周辺市町村との交流イベントを開催し、地域間交流の進展を図ります。

## **(5) 主要事業**

- ホームページでの地域情報の発信
- 都市住民との交流の促進
- 外国人講師による外国語教室の開催
- 地域間交流市町村の拡大
- 児童交流事業の推進
- 交流イベントの開催

## **第6章**

### **行政効率化の推進**

## 第1節 健全な財政運営

### 1. 財政改革

#### (1) 現状と課題

新町の発足以来、懸案事項の解決、住民ニーズへの対応など様々な財政需要への対応を図る中、職員の削減、指定管理者制度の導入、公共施設の統廃合、事業の評価、見直し等をはじめ様々な財政改革に取り組んできました。

最大 99 億 6,813 万円あった地方債残高も、繰り上げ償還、臨時財政対策債（平成 23. 24. 25 年度）の借り入れを行わないことにより、平成 26 年度には 57 億 3,759 万円まで削減され、これまでのところ財政健全化を示す指標は良好に推移しています。

しかし、今後の財政の見通しは極めて厳しいものがあります。歳入では、主たる財源である普通地方交付税の算定優遇措置の移行期に入っており、平成 30 年には平成 24 年と比較し、普通地方交付税（臨時財政対策債影響額を含む）が約 5 億円減少する見込みです。歳出では、今後見込まれる減災対策、公共施設等の長寿命化策などの膨大な財政需要が見込まれ、いかに歳入と歳出のバランスを取っていくかが課題となります。

このような厳しい状況に鑑み、職員の意識改革を含む行政改革の推進と併せた、効率的な財政運営の改革が必要となっています。

#### ■南部町の決算の推移

(単位：千円)

年 度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
決算額	6,028,407	6,214,536	6,900,084	6,074,474	6,034,934	5,860,169
内公債費	1,256,841	1,169,074	1,515,621	1,036,326	1,341,066	1,398,135

#### (2) 住民ニーズ／意識

効率的な行政運営に必要なこと：

- 職員の削減
- 公共施設の統廃合
- 各種団体への補助金の見直し
- 公共事業の民営化の推進
- 広域行政の推進
- IT 活用による行政手続きの簡素化

- 事務事業評価による事業の統廃合
- 施設使用料などの利用者負担の見直し
- 積極的な情報公開の推進

### (3) 基本方針

「南部町行政改革大綱」による行政改革の推進とともに、財源の確保、経常経費の見直し、費用対効果や優先順位による施策や事業の見極め、限られた予算の重点的で効果的な配分等に努め、長期的に安定した財政の構築を図ります。

### (4) 施策の方向

#### ①財源の確保

自主財源の確保を図るため、町税の適正な賦課徴収を推進します。また、補助金の整理統合、受益者負担の適正化を推進します。

#### ②財政運営の健全化

財政運営の健全化に向けて、行政の役割を明確にしながら、行政コストの検討及び経常経費<sup>10</sup>の削減の検討を行います。また、財政改革を進めるため、新たな地方公会計制度にあわせて、コスト意識の徹底を行うとともに、町が持つ社会基盤や施設のストックマネジメント<sup>11</sup>に努めます。

さらに、限られた財源を有効活用するため、事務事業の評価と見直しをする中で、費用対効果に照らして財源の重点配分に努めます。

### (5) 主要事業

- 町税の適正な課税実施と法令に基づく滞納処分等による徴収率向上の推進
- 補助金の整理統合、受益者負担の適正化の推進
- 南部町行政改革大綱に基づく経常経費の削減の推進
- 財源の有効活用（重点的予算配分など）
- 長期的視野に立った財政の健全化安定化の推進
- 経費削減と財政の健全化・透明化の推進

---

<sup>10</sup> 経常経費

毎年度連続して、決まって支出される経費のこと。義務的経費（人件費、扶助費、公債費）のほか、物件費、維持補修費、補助費などがこれにあたります。

<sup>11</sup> ストックマネジメント

既存の建築物（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと。ストックマネジメントを活用することで、施設の社会的ニーズや老朽度、改修時の費用対効果を総合的に勘案し、適切な施設運用を図ることができます。

- 地方公会計制度の導入
- ストックマネジメントによる公共施設等総合管理計画の策定と推進

## 第2節 スリム化した行政運営

### 1. 効率的な行政運営

#### (1) 現状と課題

近年の国・地方の財政状況は、税収が落ち込む中で、国・地方ともに巨額の債務残高を有するなど極めて厳しい状況にあります。また、今後、人口は減少し、さらに少子高齢化が急速に進展すると予想されています。一方、事務権限の移譲など地方分権改革が進む中で、行政サービスに対する住民ニーズは多様化高度化しています。少しでも自立した行財政運営を構築するにためには、今後とも適正な課税と公平・公正な町税の徴収による自立した自主財源確保が必要となります。今後、地方分権が進行し行政サービスを提供する上で、基礎自治体としての市町村の役割が大変重視される中で、より充実した住民福祉の増進を図るため、行財政基盤の強化が求められています。また、効率的かつ適正な課税体制の確立を維持するため、常に税務行政の調査研究や総合調整を行うとともに、課税システムの情報管理及び運用管理を適正に行わなければなりません。第29次地方制度調査会答申（平成26年6月）においても、第27次地方制度調査会答申（平成15年11月）で示された、「基礎自治体としての市町村は住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に十分な権限と専門性を有する高い行政主体となることを求めており、豊かな地域社会を形成するために行政運営の活性化と効率化の取り組み、基礎自治体としての能力の向上が必要である。」とされる姿は今後も妥当とするものとなっています。また一方で、行政改革と並行して、住民との協働による政策形成の促進（住民参加）、行政情報の公開による透明性の確保（情報公開）も重要となっています。

本町では周辺町村と消防、救急、介護保険など多方面にわたる広域行政を推進しています。また、観光面や道路整備面などにおける協議会等に参加しています。今後も行政の効率化や広域的な行政課題解決のため、広域的な連携の強化を図っていくことが必要となっています。

#### (2) 住民ニーズ／意識

今後、力をいれるべき行政改革：

- 公共施設の統廃合
- 職員の削減
- 本来の目的を達成したサービスや手当、各種団体への補助金の見直し
- 公共事業の民営化推進

- 近隣自治体との各種事務の広域処理による経費削減
- 積極的な情報公開の推進

### (3) 基本方針

行政改革大綱を策定し、施設の統廃合や業務・施設管理などの民間委託の促進、職員能力の向上を促し、行政組織の効率化と活性化を図るとともに、行政改革の着実な進捗を担保するため、行政改革推進委員会の設置等を検討していきます。

また、行政改革とともに、住民サービスの向上に努めています。

新たな行政課題については、周辺市町村と連携した広域行政や広域連携を図っていきます。

### (4) 施策の方向

#### ①行政改革計画の策定

行政改革計画を策定し、達成状況や問題点の把握に努めながら、行政改革を推進するとともに、社会情勢の変化など大幅な見直しの必要が生じた場合は、住民ニーズを把握しながら、適宜見直しを行います。また、行政改革の進捗を担保するため、行政改革推進委員会等の設置を検討していきます。

#### ②行政の活性化・効率化の推進

職員の政策形成能力や専門性の向上、組織のスリム化と活性化、効率化を図ります。また、住民サービス低下に十分配慮しつつ、公共施設等管理計画策定に基づき重複する施設の統廃合や指定管理者制度活用による施設・業務の民間委託等を促進します。さらに、施策や事務事業に関する費用対効果の検証を行う行政評価システムなど導入の可能性について調査研究を進めています。

#### ③住民サービスの向上

行政改革と並行して、土曜・日曜・夜間窓口の検討やインターネットによる住民票の交付申請や施設等予約サービス（体育施設、図書の貸出など）の充実など利便性の向上に努めます。また、ホームページや広報等を通じて町内公共施設や新しい事業を周知し、利用や参加の促進を図ります。

#### ④広域行政の推進

広域行政を推進し、新たな課題に対して周辺地域との連携を図っていきます。

### (5) 主要事業

- 行政改革計画の策定
- 行政改革推進委員会（仮称）設置の検討
- 定員適正化計画の策定と実施
- 事務・事業の見直しの徹底

- 職員の政策形成能力や専門性など資質向上
- 類似公共施設の整理統合の推進
- 施設管理や業務、サービスなど民間委託の促進
- 総合行政ネットワーク（LGWAN）の活用促進
- 行政評価システムなどの調査研究の実施
- 電子申請の推進
- 土曜・日曜・夜間窓口の推進の検討
- ホームページ等での最新情報の提供、内容の充実
- インターネット利用による公共施設等予約システムの促進
- 広域行政・広域連合の推進



役場本庁舎



役場分庁舎

## 第3節 情報公開と住民参加の促進

### 1. 情報公開の推進

#### (1) 現状と課題

国地方分権の時代を迎え、地方が自己決定と自己責任を果たすために、町民が積極的に行政に参加し政策形成に関わっていくことが重要となっています。よりよい町づくりのためには、積極的に町民へ情報を発信し、理解を得て、町と町民が一体となって推し進めていく必要があります。そのためには、行政に関する情報が容易に様々な手段で入手できる透明性の高いガラス張りの行政運営が求められており、本町では、広報なんぶ、議会だより、ホームページなどをを利用して町民に分かりやすく行政情報を提供しています。また、情報公開条例を制定し、公正で透明な町政を推進するための情報公開を行っています。

行政は行政情報の説明責任を果たすため、積極的な情報公開を推進すべきであり、整備した光ファイバ網・FM告知端末等をさらに有効活用し、正確で最新の情報を分かりやすく提供することも必要です。さらにパブリックコメント（重要な政策形成過程での素案の公表と住民からの意見募集、行政側の回答など一連の手続き）や外部監査委員の導入など、より透明性の高い取り組みも課題となります。

#### (2) 住民ニーズ／意識

○積極的な情報公開の推進

#### (3) 基本方針

町民が必要とする行政情報を積極的に公開します。

#### (4) 施策の方向

##### ①情報公開の推進

広報なんぶ、議会だより、ホームページ、FM告知端末などで、正確で分かりやすい情報公開に努めます。また公開する対象情報の拡大に努めながら情報公開条例の推進に努めます。

反面、個人情報の保護については、今後も管理を徹底し、情報の安全な管理に努めます。

#### (5) 主要事業

- ホームページなどによる情報公開の充実
- 個人情報に留意した情報公開条例の推進

## 2. 住民参加の促進

### (1) 現状と課題

本町では、各分野での審議会や委員会などに町民の参加を進め、その意見を行政推進に反映してきましたが、今後も行政改革を推進する中で、地域住民が地域の行政や政策形成に対して主体的に取り組むという住民自治の実現のため、町民に身近な問題を町民の意向を踏まえつつ適切かつ効果的に処理することが、なお一層求められています。また、行政サービスの提供を、町民ボランティアや NPO（民間非営利組織）など各種団体と行政との協働により提供する形態が進んでおり、本町でも、福祉ボランティアとの「協働による」サービスの提供等が行われています。

今後、地方分権が進展し、町民本位の行政を推進するため、広範にわたる町民の参加や意見を求め、行政と共に政策形成や町づくりを推進していく仕組みを構築することが課題となっています。また、行政のパートナーとして、町民のみならず、町民グループや NPO などとの協働による町づくりを推進することも課題となっています。

### (2) 住民ニーズ／意識

町づくりのために参加してもよいと考える活動：

- 地域の清掃美化活動
- 災害時などのボランティア活動
- 高齢者や障害者への支援や施設での手助け
- 廃棄物のリサイクルや減量化などの環境運動
- 地域で取り組む子育てへの協力
- 地域の祭りや運動会などのイベント
- 地域活性化のための地域おこし事業

### (3) 基本方針

町民本位の行政を進めるため、重要な施策形成への町民の参加を促し、町民や町民グループとの協働による町づくりを推進します。

### (4) 施策の方向

#### ①町民参加の促進

審議会や委員会など付属機関への町民参加を促進します。また、ホームページを使ったパブリックコメント（重要な政策形成過程での素案の公表と住民からの意見募集、行政側の回答など一連の手続き）など新たな町民参加の方法を検討します。

## **②住民ニーズや満足度の把握**

広範囲にわたる町民の参加の行政を推進するため、地区懇談会やアンケートを実施し、行政施策に対する満足度と住民ニーズの把握に努めます。

## **③町づくりグループなどの育成と協働による町づくりの推進**

町づくりグループや NPO の育成に努め、町民やこれらの団体と協働した町づくりを進めます。

## **(5) 主要事業**

- 各種審議会、委員会への町民の参加促進
- 町民や町づくりグループなどと協働した町づくりの推進
- パブリックコメントの導入の検討
- 地区住民懇談会やアンケートの実施（満足度、住民ニーズ）
- 町づくりグループや NPO などの育成